社會主義管見

252
532

039570−000−8

特28−695

社会主義管見

山路　弥吉／著

M39. 6

BDA−0141

特28
695

我等の意見

明治
39 10 5
内交

目次

社會主義評論
我々祖先の社會政策
國家社會主義梗概
國家社會主義と社會主義
附錄
社會主義年表及び總論

社會主義管見

山路彌吉著

社會主義評論

御承知かは存じませんが近頃社會主義者と申すものがちらほら世間に顔を出して參りました。たとへば早稻田大學の阿部磯雄氏、每日新聞社の木下尚江氏、平民新聞社の幸德、堺、西川、石川などゝ申す人は其一類でありまして表面向きに社會主義者と名乘つて居る人々でございます。其外先輩では大井憲太郎氏矢野文雄氏なども社會主義者と名乘出られた樣子であります。所がどう云ふ譯であります か知りませぬが世の中には大そう社會主義を恐ろしいものゝやうに思つて是非あれは亡ぼしてしまはなければならない。社會主義者は國の法律制度を顚覆しやうと言ふ恐ろしいものだから、今の內に退治してしまはなければならないと云ふやうに考へて居る人もある樣子であり

ます。就てはざつと社會主義の大畧の處を御話しいたしませふ。

▲社會主義は舊きものなり

物の名も所に依りて變るなり。難波の蘆は伊勢の濱荻と申す古歌がありますが社會主義と申すと何か珍らしい新奇のもの、やうにも思はれますれど、それは名だけ珍らしいのでありまして實は昔しから有つたものです。支那などには二千年も昔に墨子と云ふ學者があつて其時分の大名や家老や武士などが、百姓町人を壓へつけて役所を作つたり、庫を立てたり、稅を取つたりして威張つて居るのを見て情ないことだ。何にもそんなにするには及ばない。大名でも武士でも百姓と一所になつて鋤鍬を取つて働いたら善からふ。懷手をして遊んで居るには及ばない。國に一人でも働かないものがあれば人民がそれだけ困る道理であるからみんな一樣に百姓をしたら善からふと云ふことを說かれました。名こそ換つて居りますが是れ則ち毛色のかはつた社會主義であります。それぱかりではありません。漢學の先生は堯舜の政治と申すことを大そう立派のやうに申しますが。堯典、舜典と申す本を見ますと人民の道德の世話、食物の世話まで役人が致すやうになつて居ります。社會主義でもサン、シモンとかオーエンとか申す人たちの說法いたされた昔しのは即ち此堯舜の流儀で世の中を治めやうとしたのですから、斯う云ふたらば漢學の先生には叱られませふが、堯舜の道も或は社會主義であると申しても差つかへないかも知れません。それ故社會主義と云ふ名が新しいからと云つて其名の新しいのを驚くにも恐れるにも及びません。つまり世の中の有形ちに滿足が出來ませんで別に世を治める仕掛を考へるものが則ち社會主義であると云ふまでのことであります。

▲社會主義は現代を批評するものなり

社會主義は現制度を破毀しやうと云ふものである。即ち世の中を打毀はそうと云ふ恐ろしい企を致すものであると云ふ人がありますが、それは社會主義者を狂人同樣に見做した議論でありまして社會主義者に對して公平な取扱をする人とは云へないのであ

ります。人は狂人で無い限りはむやみに癇癪を起したり。むやみに物を毀したりするものでは有りません。其癇癪を起すまでには、きつと其行道があるものであります。社會主義者は成程今の世の中を打毀はそうとして居るかも知れません。それだけ聞けば社會主義は餘に惡むべきものゝやうで有りますが、扨社會主義者と雖も狂人でないからには、左樣の癇癪を起すには何か仔細が無ければなりません。其仔細も尋ねもせず。又其仔細を十分に言はせもせず。唯世の中を毀はそうとする怪しからぬ奴であると怒るのなら、それは世に言ふ茶碗と茶碗のかち合でありまして暴を以て暴を倒すのであります。それよりは先づ何故に左樣ないたづらをするのかと靜かに仔細を尋ねて十分に社會主義者の言ふことを言はせて、其後にどうしても狂人同樣のものであることが分つたならば狂人を取扱ふやうにする分のことであるし、又其言ふ所に眞理があるならば其眞理だけを受用することに致したら、それで善いのであります。

我輩の學んだ所に依りますと社會主義者は先づ現制度の批評。即ち今の世の中を治める仕掛の評判から議論を立て、居るやうであります。世の中には至極のん氣な人間もありまして、唯何となく生れて、何となく死ぬるだけで別段世間の仕掛に注意しないものがあります。是れは所謂酔生夢死の連中で氣樂な御めでたい話でありますが、そんな人計りでは世の中は立行かないのです。此外別に世の中のことを善く調べて今の世の中はどんなものであるかと詮議する人物が入用であります。時勢は毎日變化して行くものでありますから其時勢の變化して行く樣子を善く研究いたしまして、今の時勢はどう云ふ處に落着すると云ふことを見極はめるのが世の中の批評家の仕事であります。我輩の所見では社會主義もやはり此批評家の部類に入るべきものであります。然らば社會主義者はどう云ふ風に世の中を批判して居るかと云ふに大體を申せば下の通りの筋を立て、居るやうです。

（一）今の世の中は個人の自由競爭といふことを土臺にして居る。銘々自由に働いて自由に金を儲けるが善い、自由に自分の仕事をするが善い。そうして自分で儲けた財

産は國家が保護してやると。斯云ふのが今の世の中の仕掛です。此仕掛は昔から今までの仕來りで丁度日は東から出るもの、火は熱いものと、極つて居る樣に一定不變のものであると思つて居る人もありますが、それは大きな間違でありまして、段々昔からの仕來りを調べて見ますと昔は人間に自分一人の財産と云ふものが無くつて財産と云へば悉く仲間で持つて居て、それを使ふにも仲間で使つた時代がありました。山にしても、土地にしても、林にしても、畠にしてもみんな仲間の共有で、それを使ふのも仲間で使ひました。日本にも其例があります。日本でも昔しは一人の財産といふものが無い。村中が一軒の家族で財産は村の共有物で、之を使ふのも仲間で使つたのでした。所が段々世の中が進んで參つたので、それではやり切れないから財産は昔の通り共有にして置くが、之を使用するのは別々にしやうと云ふことになりました。ただへば土地は何處までも村の共有ではあるが、しかし其土地は銘々で分けて持たう。そうして要らなくなつたらば元に返すことにしやうと云ふ仕掛にしました。舊幕の時代には百姓は自分の耕作して居りました土地でも、これは私のであると立派に言ふことは出來ませなんだ。通例地主と申した百姓も本來を云へば大名所持の地面の上小作なのでありまして、つまり大名から地面を借用して耕作を致すと云ふ理屈になるもので した。是れが則ち財産は共有、使用は別々と云ふ時代なのであります。然るに斯云ふ風では耕作をするも張合が無い。自分の物と判然きまらないでは困ると云ふことから追々共有財産と云ふ仕掛を破りまして、私有財産の仕掛になり、それで誰でも自由に働いて自由に儲けるが善いと云ふことになつたのです。則ち今の私有財産、自由競爭の時代と云ふものは斯云ふ順序で出來たものでありますから、何も昔から、こうなくてはならぬと極まつてあつたものでは無い。人間の必要に依つては此仕掛を改めても善いのであります。

（二）　其證據には今でも國家は一個人の財産に對して世話を燒き、干渉をし、時としては其財産の全部、若くは一部を取上げる權利を持つて居ります。人間の所有品の内

で何が一番大切であると云つて生命ほど大切なものはありません。諺にも生命あつての物種と云ふ位ですが其生命をも國家から貴様は國の爲めに死んで呉れと命令するではありませんか。まして土地とか家屋と云ふものも國の爲めなれば取上げられるともありますし、或は買上げられることもあります。國家は又人民から稅を取つて、それで貧乏人を養ふこともあります。英國の貧民律の如きは此一例であります。そうして見れば今でも決して私有財產、自由競爭の制度が隅から隅まで行はれて居るのではありません、唯、今の國家は成るたけ此制度を維持する方が宜い。それが國の爲めになると致しますので、それで大抵の處までは自由放任主義で私有財產を保護いたし自由競爭を奬勵いたして居るのであります。

（三）私有財產、自由競爭の主義は成程人間に取つて大切なとでありましたろうが今日では其弊害が出て來ましたと申すは、自由競爭は出來れば善いことに違ひないが、それが出來なくなつて來たのであります。昔の歷史を見ると武士は銘々小さな土地を分けて自由を保つて居ることが出來ました。其頃の武器は一張の弓、一腰の劍があれば澤山なのでありましたから自分の腕さへ研いて居れば押しも押されもしない男一匹で通ることが出來たのです。しかし鐵砲軍になればもうそうは行きません。鐵砲を買ふには澤山の金がかゝります。そうして澤山鐵砲を持つて居るものがどうしても勝つ理屈になります。織田信長が鐵砲三千あつたので長篠で武田勢を惱ましたことは誰も知つて居ることでありますが、つまり鐵砲と云ふものが出來た上はもう武士の自力は賴めなくなつたのであります。此事は農業の上、商業の上の自由競爭にも同じ例であります。昔は百姓をするには、鋤一挺、大工をするには鋸一つ、商賣をするには算盤一面。それで勉强にさへすれば立身出世も出來ると云ふ譯でしたから自由競爭の主義は眞に有がたいことでした。べらぼうめ、米の飯と天とう樣は何處でも付いて廻るものだ。と云ふ元氣で職人氣質、百姓氣質の一本氣で何處でも通つたもので おりましたが今はそうは行きません。今から百五六十年前から學問が遽かに進んで參

りまして色々の器械が發明になりました。これが抑も世の中の變化して行く根元であります。斯樣に色々の器械が出來て見れば、もう腕一本、脛一本ではどうしても器械の力にはかないません。昔ならば近江商人は天秤棒一本を肩にして日本六十餘州を廻つて歩いて安い處で買つて高い處で賣つて、それで金を儲けましたが、今は水滸傳の神行戴宗のやうな足の達者な人物でもとても瀧車、瀧船とかけくらべを致す譯には行きませんから、自分で船を持ち、澤山汽車賃を拂つて大仕掛に商賣するものにはどうしてもかないません。昔は十兩でも元手になつたし、百兩では無論立派な元手になつたのでしたが、今では僅の元手は無いも同然になりました。大仕掛で大きな機械を据付けて澤山の人を使はなければとても世間に顏を出す譯には行きませんと云ふやうになりましたから、其所で自然の勢で金は追々一方に集つて大金持が出來、小さな金持は自然に亡びまして大金持と、其金持に使はれる貧乏人と、此二組の人間しか世の中に居ないやうな姿に追々なつて來るやうであります。丁度鐵砲が船來してから日本六十餘州の武士が自由を亡つて大きな大名が出來、武士はみな其家來になつたやうに大機械が出來、大製造所が出來、大仕掛の商賣が始まるので大金持が出來、今まで自由競爭の一本槍で威張つて居たものも追々立行かなくなつて大抵大金持の前へ頭を下げて上等のやつは番頭手代、下等のものは所謂勞働者になつて給金で使はれるやうになり、唯もう金持の鼻の氣息の下にびく〳〵して意活地が無く暮らさなければならないことになりました。こうなつて見れば自由競爭と云ふことは名のみあつて實のないものであります。一方を裸にして一方には甲冑を着せて、名劍を持たせて、さア尋常に勝負をしろと申しても、それは出來無いことであります。そうして見れば自由競爭に難有味のあつたのは昔の事でありまして今では有名無實の空言になつたのであります。

（四）さア、斯なつて來ると世の中はどうしても變つて來なければなりません。昔羅馬では人民が金持と貧乏人の二組に分れたのでとう〳〵國民の自由と云ふものが無く

なりましたが

一方には大金持

一方には大金持から僅の給金を貰つてやつと其日を凌ぐ貧乏人

此二の外は無いと云ふ、世の中は誠に恐ろしいものです。貧乏人の方は貧乏の爲めに墮落しますし。大金持は金がある故に墮落します。一方に賣淫をするものがあれば一方に女狂いをするものがあり。一方には ひもじさに堪えずして情を好色の金持爺に賣るものがある。一方では小供の時から製造所でこき使はれた爲めに身體も惡くなる。智慧は無論發達しないと云ふ人間が澤山出來る。こう云ふ奴はきつと惡いことをする。一方には米は木になるか、草になるか知らない若旦那が出來る。そうしてこんな奴は、きつと高慢で、淫亂である。それから此若旦那を取卷く大勢持が出來る。一方には食物が不十分で、朝から晩まで、ひどい稼ぎをするから體が弱くなつて、心がねぢけて、丈夫な子を生むことの出來ない女が出來れば一

方には乳母日傘で育てられて世間の難儀を知らない馬鹿娘が出來る。こう云ふ姿になつて見れば必竟世の中は恐ろしい墮落の狀態に陷つたものであると申さねばなりませんが今が則ち此世の中であります。

(五) のみならず。此所に大切の事があります。金持が金にあかして贅澤をすれば其金持を顧客にして色々の物を作るやうになります。そこで折角の工藝品もつまり金持の不道德を助けるやうな方角に進んで來ますから美術品などは淫亂の媒になる品ばかりになります。人間の家で申せば待合の間取り庭がゝりが貴人の屋敷にも行はれたり、藝者の風が娘に移つたりするのはこれが爲めです。それ計りではない。何でも自由競爭が土臺ですから俗受け一方になります。そうして其俗と云ふのは則ち淫亂の大金持と無智蒙昧な貧乏人でありますから、此云ふ連中に受けの善いものに碌なものがある筈がない。其れで、人間の製造品もやはり墮落して參ります。

社會主義者の口眞似を致して今の世の中を批判致せばまづざつと、こんなものであり

ますが、此批判は筋の無いことでありませう乎。世の中には無病呻吟と申して有りもしない苦勞をしたり、餘計な取越苦勞をするものもありますが社會主義者が今の世の中を批判いたした此批判は其類でありませう乎。我輩はそうは思はないのであります。我輩はたとい社會主義者にどんな過がありましても今の世の仕掛を批判した、其批判には成程と合點いたすべき個條ありと思ふものであります。扨世の中は斯云ふ風で昔しの金科玉條であつた自由競爭は有名無實のものになつたと致しましたならば、此惡い世界を立直すにはどう云ふ仕掛にしたらば善いのでしやうか、それに付て百五六十年前から色々の人物が出て色々の事を說法いたしました。たとへば

(一)佛蘭西のサン、シモン。　此人は日本の寶曆十年(一七六〇年)に生れて文政八年(一八二五年)に歿した人でありますが、文化十二年(一八一五年)即ち此人が五十六歲の時に名高い、ウオートルローの戰がありまして滝石の大ナポレオンも一敗地に塗れると云ふことになりましたので佛蘭西は再び貴族政治の世の中になりました。そうして王室の御恩めでたい連中は懷手をして暮らす。從つて惡いことを致す。其一方を見れば下等社會は貧窮して目も當てられない有樣。どうも成らぬ。貴族や和尙が獨り身を肥やして人民の油をしぼると云ふのは不都合であると深く感じましたから世界の仕掛を易へなければならぬ。つまり王樣の恩で遊んで暮すと云ふやうな惡い風儀を改めて誰れでも銘々、稼いで暮らすと云ふことを土臺にして國を立直さうと云ふ論を立てました。所謂天は無祿の民を生せずと云ふ道理で誰れでも働けば相應の役に立つものであるが働きたくても爲することが無いと云ふやうでは困るから先づ仕事をあてがはなければならない。仕事を宛がつた上で働いただけの報酬をやると云ふことにしたならば善からふ。國の全體を一の工場のやうにして國民を悉く其工場に働くものと見做して此大仕掛で國を造り直したら善からふと云ふのがサン、シモンの說敎でした。然らば此大仕掛は誰の力に依つて實地に行はるべきものであらふ乎。議會の力で行ふのであらふ乎と云ふにサン、シモンの意見はそうでは

無い。此人の説では德望のある王を大將にして此王の力で國の立直しをいたそうと云ふのでありまして特別に天佑を受けた聖明の君主こそ此大任を負ふべき筈であると云ふのが其説の結局でありました。大體から言へば此人の議論は先づ空論の方で實は何處から手を着けて善いのかとんと落着のないやうな説でありました。それから

(二)英國のロバート、オーエン。　此人は明和八年(一七七一年)に生れて安政五年(一八五八年)に死んだ人でありますが、ひどく英國の下等社會の不愍の有樣に心を動かして、それから世の中立直しの説を言ひ出しました。一體英國の下等社會は世界の下等社會の中でも一番氣の毒のものでありまして、始めから一寸の土地も持つて居ない。國の議會にも地方の議會にも、無論自分たちの意見を代表すべきものは出て居ない。そうして無教育で眞のあばら屋に住んで居りまして文政七年(一八二四年)即ちオーエンの年五十三の時までは集會結社の權利さへ無かつたのであります。就中小作人の賃銀などは云ふもあはれな程廉かつたのです。然るに前に申した通り、器械の世の中になり便利のものが出來れば出來るだけ下等社會は難儀の界に陷りまして毎日の勞働時間は無慈悲に長くなる。婦人も工場に出て稼がなければならぬ。五六歳の小兒までも、あはれや麵包を得て餓鬼道の苦を免れる爲めに工場で使はれる。それを又無慈悲な工場取締など云ふ奴があつて血の出るまで鞭つて使ふと云ふ風であるから、國民の道德も衰へ、健康も衰へる道理であるのみならず、文化十二年(一八一五年)にナポレオン騷動が止んでからと云ふものは多くの兵隊が解放されて民間に返つた。それが又下等社會の苦痛の種子になつたと云ふ次第で文化の末、文政の始は英國の有志者が此下等社會をどうかしなければならないと氣を揉み始めた時でありましたが、オーエンは殊に深く此狀態に心を動かしまして、世の仕掛を立直そうと云ふ考を起しました。其頃マルタスの人口論と云つて經濟學で名高い説がありました。マルタスの説に依ると、人口は一、二、三、四、五、六と云つたやうに段々に少しづゝ殖へるものである。そうして富は一、二、四、八、十六と云つたやうに鼠算で殖へるものであるが人の

して見れば何時か人間が殖へて食物に困る時があるであらふから人口を制限する法を考えて置かなければならぬと云ふのでありましたが、オーエンは其說を信仰しません。世の中に貧乏人の多いのは世の中の富が少ないのではない。世の中の富は矢張り鼠算で一、二、四、八、と云ふやうに殖へて行くものであるが、唯其富の分け方が悪いから貧乏人が多くなるのである。世の中の仕掛を改めて富を公平に分ける樣にしたらば人間は何時でも安樂に暮せる。何も人口制限など、云ふ、忌々しい議論を立てるには及ばないと云ふのがオーエンの論旨でありました。然らば其世の中の立直し方はどうしたら善からふと云ふにオーエンの說では是は政府の世話で人民に仲間を作らせるより外に仕方は無い。仲間同志で互に世話になり、互に助け合ふ一の組合を作らせやう、しかし此組合を維持するには會員の中に手前勝手の考が有つてはいけないから仁人君子の精神を學んで互に人の爲めを計るといふやうな善い敎育で會員を育てることにさせやう。今の工場の働は餘り專門に流れて面白くないから成るべく一人で色々の仕事に關はることの出來るやうにさせ、そうして此組合では近頃の諸發明を十分利用することにさせやうと云ふのでありました。オーエンの說は少しは實際に行はれて其說を土臺にして組合を立てたものもありましたが其結果はどうも思はしくありませんなんだ。是れはオーエンの議論に根據が無かつたからではありません。唯世の中は丁度、種々の絲を、彼方へ引ぱり、此方へ引ぱつたりして、からげた大きな細工物のようなもので、其絲をすつかりほぐして更にからげ直せば善し、其れで無いで唯其一部だけを切つて作り直そうと云ふのは、それは出來ないのが當然であると同じ理窟で、オーエンの考は善いとした所で、之を行ふには先づ世の中の總體から直して行かなければならないのを、それに頓着なく組合さへ出來れば直ぐに其說が行はれるやうに考へたのはオーエンの誤でありました。天保三年（一八三二年）即ち賴山陽の死んだ年には英國では名高い議院改革と云ふことがあつて擾擾法を改正して中等社會が悉く議員を出すことになりましたが、オーエンは別段それを善い事だと思つたらしくもありませな

んだ。其後七年程立つて英國では普通撰擧論が盛んに起りまして名高い免狀黨の騷動が始まりましたがオーエンは左樣な政治運動には注意しない。革命に依つて社會を改革しやうなどゝ云ふことはオーエンの思設けない處でありまして嘗分の內は政府に對して話をしてもらつて自分の社會改革案を行はう。下等社會は今の有樣では自分で自分の始末をすることが出來ないものであるから政府が世話を燒いて、彼等が自分の始末をすることが出來るまで待つが善いとはオーエンの主張でありました。それから

(三)佛國のチヤーレス、フーリエル。此人は安永元年(一七七二年)に生れて天保八年(一八三七年)に死にました。昔し支那の戰國時代に朱子と云ふ學者があつて人間は情慾を縱にすべきものであると云ふ不思議の議論を立ましたが、フーリエルの議論が丸で朱子に違はないのは面白いことであります。フーリエルの說に依ると人間の情慾は自然のものであるが、文明だの禮法だのと云ふことは、此自然を矯めやうとする虛僞のものである。斯樣な虛僞が行はれたので罪と云ふものが出來た。人間の世の中を情慾を縱にして善いと云ふ土臺の上に立てれば、何も神樣に賴んでわざ〳〵情慾は罪なりと託宣してもらうには及ばない。情慾を遂げるのを罪としたのは世の中の立て方が自然に背いたあべこべのことをして居るからである。若し自然に從つて情慾を自由に十分健全なる發達を遂げることの出來る仕掛にして此仕掛で世の中を立直したら、それこそ本當に神樣が御喜びになるであらう。斯云ふ論旨からしてフーリエルは自由共働の主義に基いて社會を立直さうと思つた。そうして凡そ社會の人は誰でも自分の生命をつないで行くだけのものは平均に分配してもらう事にいたし。其外を十二に分けて勞力を出して働いたものは其五分、資本を出したものは四分、才能を働かしたものは三分を取ることにしたら善からうと云ふ事を說きました。

フーリエルとかオーエンとかサン、シモンとか云つた中は社會主義の方から申すと古風の社會主義者であります。即ち王とか政府とか云ふものゝ御蔭で世の中を立直そうとするものでありまして人民が自分の力で、自分の才覺で世の中を立直そうと云ふので

はありません。所が追々世の中が進んで參りまして今の社會主義者は王の御蔭とか政府の力とか云ふ他人の世話で世の中を直すには及ばない、人民自身の力で世の中を直すが善い。それには民權論者と結んで十分な撰擧權を得て此撰擧權を利用して國家の權力を自分の仲間に取り、其力に依つて世の中の改革を企てるより外に道はないと考へるやうになりました。即ち民主主義を以て政治の仕組を立直すことが社會主義を以て世の中を立直すことの前驅になるべきものであると云ふやうに考へ始めました。是れが言はば社會主義に新しい方向を生じたのでありまして社會主義者が政治上に重大な關係を持つやうになりましたのは之が爲であります。たとへば

(四)佛蘭西のルイ、ブラン。此人は文化八年(一八一一年)に生れて明治十四年(一八八一年)に死にました。此人の議論は世の中を立直そうとするには先づ政治の改革をしなければならない。議會と政府と軍隊を味方にしなければならない。そうしないと折角の主義も妨害されてしまう。それ故社會主義で成功しやうと思ふならば第一の要件は民主主義を土臺にした政府を作ることである。此政府が出來たらば金は政府から出してもらつて大きな工場を立て、そうして下等社會を結社させて此工場で働かせることにしやう。工場の役人は職工の内から投票で選擧させることにしやう。此云ふ風にしても人間はいくらの無い、ずるいものであるから自分は懶けて他人にばかり働かせると云ふやうなことをするかも知れない。それでは困るから別に新式の教育を施して誰れでも同等の給金で滿足してすることをしたり、懶けたりしないやうに躾をしやう。そうして此工場に働きに來る人物は入場の前にとくと吟味することにしやうと云ふのでありましたが、此議論は嘉永元年(一八四八年)名高い二月の革命と云ふ騷動が起りました時に佛蘭西の新政府で實行しましたが、甘く行きませんでした。これは其筈であつたのです。其時には實際プランの説は十分に行はれませんで、世間の騷の爲めに手ぶらになつた貧乏人を工場に集めた計でしたから、碌な事の出來なかつたのは當然であります。

しかしルイ、ブランなどはまだ眞の新主義の社會主義者と云ふことは出來ません。今日本の社會主義者を始め世界の社會主義者が自分たちの案内者、社會主義に新しい方角を與へた人物として其人の著述などを珍重いたして居るのは多くは(五)獨逸の社會主義者。であります。即ちカール、マルクスとかフレデリツキ、エンゲルスとかラザールとか云ふ人々であります。英吉利では嘉永の始から安政の始頃までにオーエン一派の社會主義は衰へましたが其代り基督教社會主義と云ふものが起りました。これはモーライス。キングスレー。ルードローなど、云ふ人の專ら唱へましたもので經濟學者の其頃盛んに說いて廻つた自由競爭は經濟の原則だと云ふことに反對いたし、自由競爭の結果の恐ろしいことを說法し、自分さへ善ければ善い、他人はどうなつても關はぬと云ふ樣な個人主義を土臺にしては世の中は成立たない。世の中を立派なものにするには仁義の道德がなければならぬ。人間が離れ〳〵にならないでちやんと完璧の社會になつて行くのは唯宗教道德があつて其帶になつて居るからであると云ふことを段々說くやうになりました。中にもキングスレーなどは色々の小說を書いて此議論の筋を物語の中にはめ込み、ルードローなどは今日英吉利で盛んに行はれて居る勞働組合の法を始めて目論見ました。しかし其頃よりして英吉利と佛蘭西では社會主義の運動が何となく花が咲いてしまつたと云ふ具合で自然衰微と云ふでもないが世間の人の目を引くやうなことが少なくなつた、其代りに獨逸が社會主義の本場と云ふやうになりました。殊にカール、マルクスと云ふは文政元年(一八一八年)に生れて明治十六年(一八八三年)に死んだ猶太人種の學者でしたが、元來自分の專門であるべき法律學を棄てゝ哲學と歷史とを學びまして學問の上から今の個人主義の資本制度を研究いたして此制度の到底長く維持の出來ないことを、動きの取れない事實の上から論じました。弘化四年(一八四七年)英吉利で開かれました萬國勞働者の集會といふやうな性質のもので「共產黨の宣言」と云ふものを出しましたが是れは專らカール、マルクスとフレデリツキ、エンゲルスとの立案に成りましたもので近

世流の社會主義が始めて立派な文字になつて言表はされたのであります。此間平民新聞社で飜譯して出版した爲めに裁判沙汰になりましたのは則ち此宣言であります。其後追々社會主義も進んで參り、變化して參つたには違いありませんが、是れは丁度ダルウヰンの進化論が出てから後、いろ〳〵の說の附加へがあつたが、つまりダルウヰンの範圍を出ないやうなもので、まあマルクス、エンゲルスに至つて今の社會主義は骨組が出來たと申すものであります。然らば其議論はどう云ふものであると云ふに前に申したやうに個人の競爭と云ふことは實際行はれて居らない今の個人は自由の競爭をすることは出來ない。即ち大金持は大名同然になり、貧乏人は一種の奴隸になつてしまつたのであるから此奴隸解放をしなければならない。人間の持つて居る、學問でも、財產でも、宗教でも、これは人間の共有物で、誰れでも其利益を分つべき筈であるから金の奴隸の境界を破つて新しい世の中を作らねばならぬ。それには今まで一個人で持つて居た資本（土地も含む）は悉く集めて人間の共有にして、そうして人間は其同じて此資本を使つて働くことにし、共同の働きで出來た產物はみんなで平均に分けやう。斯う云ふ風になれば大名同然に威張りらして不道德を世の中に撒いて歩く大金持は昔しの封建時代の大名が無くなつたやうに消へてしまうであらうし貧乏人も奴隸の境界から逃れられるであらうと說くのです。

しかし、これだけではサン、シモンやフーリエルの說いたやうな空論に過ぎないやうですが、今日の社會主義者は科學的に今の資本制度を研究した結果、これは決して空想でない。必らず行はるべき機會があると申します。其仔細は史學者の語に歷史の鎖と申すがあります。世の中は一足飛に進むものではない。「齋一變せば魯に至らん、魯一變せば道に至らん」の道理で世の中の進んで行くには段々階段がある者であるが今の世の中は社會主義は進むべき段取になつて居る。其譯は學問が產業に應用されて大きな機械が出來、大きな製造所が出來、澤山の勞働者が一つ所に集り、そうして小さな金持が亡びて大きな金持が出來たと云ふことが取りも直さず、產業が社會的になつた

のではあるまいか。たとへて見れば鎌倉、室町時代に田舎に散在して居た武士、即ち大地主が亡びて大名が出來た。これは小さな地主が亡びて大きな地主になつたのだ。其中の一番大きな地主即ち幕府が外の大地主即ち大名を壓しつけてそうして封建制度を立てたが、此制度が更に一變して郡縣制度になつた、即ち小さなシヤボン玉が追々大きなシヤボン玉になつたのである。天下の資本を集めて、それを人民の共有にすると云ふことは大仕掛のやうであるが現に今日の大金持はこれを小仕掛にやつて居るのである。米國には日本帝國の全財産にも匹敵すべきほどの金持がある。此金持は即ち日本帝國の財産を一に集めて持つて居るのである。そうして見れば唯持主が社會であるのと一個人であると云ふ相違があるだけで今日でも資本は唯一つ所に集まつて大仕掛に用ひられて居るのでは無いか。まして「トラスト」だの、「シンジゲート」だのと云つて資本が大仕掛で用ひられる今日であつて見れば齋一變せば魯に至らんの道理で社會主義者が資本の共有を主張するのも、あながち空想ではあるまい。と云ふのが近頃の社會主義者の主張する所であります。これを社會主義の方の學問で社會連續の律と申します。

それから又今の社會主義者と昔の社會主義者との相違は、昔の社會主義者は所謂民は之に由らしむべし、之を知らしむべからずの道理で、專ら王樣や政府の力で其主義を實行しやうとしましたが、今の社會主義者はそれに反對で人民自らの力で其主義を行はふと云ふ方に傾いて居ります。マルクス。エンゲルスなどは此事情を説明する爲めに階級爭鬪と云ふ教理を説き始めました。此教理の要點は下の通りであります。

(一)文明の進歩、即ち社會の進化は物質的富と幸福とを要求する社會階級の爭鬪より生ず。

(二)此の如き爭鬪の結果として封建制度は倒れ、中等社會の世となれり。

(三)中等社會の世は此に資本主と勞働者との爭鬪を生ぜり。今や勞働者は唯辛ふじて

此世に生存し得るを限度とし以て滿足せざるべからざる窮境に陷れり。發明と經濟的勤勞より生じたる利益は獨り資本家に歸するに至れり。加之大工業は小工業を亡ぼし、家庭に於ける獨立の勞働者及び小資本家は消滅し、こゝに資本家と氣の毒なる勞働者(平民級)とのみ世に存在するに至れり。

(四)されど平民級の强點は其多數なり。彼等は遂に自己の位置を醒覺し、自己の勢力を認識す。

(五)是に於て平民級は資本家と爭鬪し生產の方便と材料とは之を國家に集中して萬民の幸福の爲めにするに至る。

前に申す通り資本は追々一方に集中します。他の言葉を以て言へば資本は追々社會的になる傾向があります。そうして平民級の方は段々人數が增加して來ます。資本家の數が減じて其富の高が多くなれば小資本家は滅びてみんな勞働者即ち平民級の方にはいりますから其數が多くなるのは當然です。そうして此平民級は昔しの樣に散漫の勢力ではありません。大工場で大仕掛の練習を受けて云はば社會的に働くべき訓練を受けた人民であります。其平民級が多數の勢力を自覺しまして總同盟罷工、萬國勞働者同盟其外の手段に依りまして資本家と戰へば資本家は遂には甲を脫いで降參しなければならないやうになります。是が則ち新天地を開き得べき機會であるといふのがマルクス一派の論旨です。

社會主義者の說を大體で聽けて通るやうにしてざつと申上げればこんなものであります。今の平民新聞社などで主張いたされる議論も大筋はこれに相違ないと思ふのです。扨これについて

▲我輩の批判

はどうじやと御尋ねになる人がありませう。我輩は正直に申します。此說の大部分は眞理として受取ることが出來ます。殊に社會主義者が今の個人主義の資本制度を批評した其議論には千斤の重みがあると思ふのであります。我輩は愛國者の側から考へて

も今の個人主義の資本制度は隨分危險なものであらふと考へます。御承知でもありませふが舊幕の時分には外樣の大大名、申せば加賀とか薩摩とか云ふものは成るだけ抑へ付けて政治に喙を容れさせんでしたのみならず、御三家と云ふやうな親類の大大名でも容易に政治に手を出すことは出來ないやうになつて居ました。是れは自分に大きな力のあるものが政權を取れば、それが爲めに將軍家の威光が墜ちると云ふ心配があるからであります。それで力のあるものには權を與へないと云ふ釣合一で將軍家の威光も立つし、幕府の制度も維持されたのでありますが、今日の世の中で大々名と云ふべきは大金持であります。此大金持が出來て政府の傍らに坐つて居ると云ふことは政府に取つて隨分危險な事ではありませんか。足利尊氏は武士の統領でありましたので其統領たる勢を頼みまして種々いたづらをして皇室の御迷惑になりました。金權を持つて居つて其金の力が殆んど無限と云ふやうな大金持は國に取つてはやはり一種の足利尊氏ではありますまいか。此間の新聞を見ます

と英吉利で久しく自由貿易論を主張して居た「スタンダード」新聞が關稅改革協會のペヤアソン氏に七十万磅で買はれた。そうして此人は現に十個以上の新聞の持主である と云ふことが出て居ます。國民新聞はそれを批評して有力なる新聞を生捕るは敵の戰鬪艦を捕獲したよりも好都合でおらふと云つて居ります。どうです、若し金持が日本の有力な新聞を買つぶして其御用記者に勝手な事を書かせたらどんなものでありませう。世間の公論と云ふものは殆んど、それで亡びてしまふでありませう。現に日本でも田舍の新聞を見ますと、其株主は大抵所の金持であります。そうして此金持は草の蔓のやうにつながつて一の黨派を造つて居りまして地方の利益などもまア壟斷すると云ふやうな傾きがありますが肝腎の新聞が金持運中の持物でありますから公論を奮ひ起してそれを退治する譯には行きません。或は反對のものがあつて、新聞を起しても資本は足りず、信用は無いと云ふものですから早く亡びる。そうするとそれを賣主の事業のやうに見做されると云ふやうな譯で益す金持の新聞が隆昌します。これが地

方の常態です。田舎ばかりではない、大坂などに行けば決して土地の大金持の非行を訐くとか私利壟斷の私を攻撃するとか云ふやうな俠骨のある新聞を見ることは出來ません。つまり大坂の新聞は金持を持主にして金持の機嫌にさからはぬやうなことを書くよ〳〵外には致方が無いのです。こう云ふやうな新聞の議論を切抜いてはり付けたのが即ち世に云ふ輿論であります。それ故今の輿論は言はゞ金持一派の手前勝手の議論であります。とう云ふ勢力のある金持が正義を主張し人民を愛撫し、公平を行ふべき國家の傍に坐つて居るのです。何と危險千萬の事ではありませんか乎。

昔しは男女七歳にして席を同じふせずと云ふことがありました。人間は助兵衛なものでありますから七歳以上の男女が同席すると淫らなことが始まりはしないかと云ふ心配と見へます。しかし人間は女に助兵衛な計りではありません、金にも助兵衛で、金の爲めには閻魔の顔も地獄のやうにやさしくなります。それ故昔しの役人などは嚴重に行儀を正しくして金持を玄關へも寄せ付ないやうにするのを以て役儀にはまつた立派な人間として居りました。所が今の議員。政治家はどうでありませう。金持の朋友になり、金持の厄介になり、金持の御出入になり、金持の親類になり、金持の幇漢になるのを見榮と致して居る位です。即ち本來金に助兵衛なるべき人間が金と云ふ娘と同じ處に寢たり、手を握つたり、肩を並べたりして大恐悦と云ふ風であります。斯云ふ風であつて金の爲めに心を惑はさずに居られませう乎。先日或人の話に何の某さんは兼て正義の士と云ふことを聞いては居るが或砂糖屋から撰擧の運動費を五百圓借りた。さう云ふ人物でさへ金持の厄介になるから金持の方では正人君子も當にならぬ、金さへ出せば買はれると思つて居る樣子です。議員でも、役人でも、金で買つぶせるなど、思つてる奴は惡いではありませんか乎と云つた。金持が斯樣に議員や政治家と仲が善くなり、金の威光が追々光るやうになつては、是れは多くの足利尊氏を今の世に生じたのではありません乎。

政權の獨立、神聖を保つと云ふことは愛國者の第一義です。然るに其政權の傍らに金

と云ふ恐ろしい魔藥を持つて居る足利尊氏が控へて居たとすればどうでしようか。我輩は眞に恐ろしい、こはい氣がするのです。世の中には社會主義者は國法を破るものだと云つて毛虫のやうに嫌ふ人がありますが我輩の所見に依るに社會主義者の敵として戰ふ富豪こそ國家に危險を感ぜしめる一番恐ろしいものであります。其富豪の專横を十分に調べて攻擊の矢を向けた社會主義者の功績は先づ以て十分認識しなければならないのです。

それから社會主義者は今の國法を紊亂させると云ふ議論もありますが、それは社會主義者の末輩のする偶然の事でありませう。前に申した通り今の社會主義者は社會連續の律を信仰して居るものですから決して突飛の破壞論をする譯はありません。今の社會主義者は段々に順序を踏でそうして世の中を改めやうと致すものでありますから決して今の國法を頭から壞はそうと云ふやうな、そんな無法なものでは無いのです。丁度苦の花になるやうに、芽の葉になるやうに今の制度を土臺にして此制度の行き着く所を考へて新しい仕掛にしやうとするのですから何も恐ろしいものではないやうです。

或は日本は皇統連綿萬世一系の立派な御國であるのに社會主義者は世の中の階級と云ふものを認めないから其結果は不忠不孝に當ると申される人もあります。しかし我輩は日本の社會主義者が共和政治を唱へた。皇室に不忠の議論をしたと云ふことを聞きません。同じ社會主義者でも獨逸の社會主義者は獨逸の色があり、佛蘭西には佛蘭西の色があります。日本の社會主義者が共和主義を唱へれば其こそ不忠不孝の國賊かも知れませんが、當人がおれは帝室を尊ぶものではないと云はない限りは貴樣の議論は期云ふ筋で立つて居るから斯なると云つて強て繼續して不忠不孝の子としやうとするには及びますまい。若しそう云ふ論法を向ければ加藤弘之博士を捕縛して貴樣は「優勝劣敗是れ天理」と云ふたではないか。不忠不孝な奴である。三島中洲先生を捕縛して孟子に一夫紂を誅すると云ふことが教へてあり、書經の泰誓には「予を撫づれば君たり、我れを虐すれば則ち讎たり」と云ふことがあり、禮記の檀弓には子思の言葉で主君の事

を指して冠儀さいつてあり、「冠儀は何の服するかこれ有らん」といつてある。孟子も書經も禮記も貴樣の家業であらふが、けしからん不臣の事を讀く奴であると云つて、牢屋に入れるやうになるであらふ。誠に恐ろしいことであります。

▲平民新聞社の好機會

我輩は警視廳は眞に結構な事をしてくれたものと感謝して居ります。それは警視廳が平民新聞社や社會主義者を相手にして種々働かれたことです。他の言葉で申せば警察權の能動と云ふものが社會主義者に向つて殊に著るしかつた事であります。千秋自ら公論あるべしですから我輩は社會主義退治が良策やら不得策やら此處で申す限ではありませんが、兎も角も警視廳の盡力で社會主義と云ふものが世間の注意を惹くやうになつたことだけは感謝すべき事であります。平民新聞社が出來た時に我輩は物に心配しました。社會主義は兎も角も一の道理を持つて居るものである殊に下等社會、即ち平民の爲めに戰ふと云ふ精神だけは感ずべきことであるが、肝腎の平民はまた自分の權利を自覺して居らない。自分の情態の憐むべきものであることを知つて居らない。それを知らせるには長い年月がかゝる。平民新聞社の前途、又遠しと云はざるべからずであると、斯ふ思つたのであります。所が不思議の事には警視廳と平民新聞社と對抗と云ふやうな姿になりまして此所の演說も中止、彼所の集會も解散と云ふやうな騒が起りました。其御蔭で世の中の片隅へちいさい梁山泊をこしらへた社會主義者の名が高くなり。社會主義と云ふものはやかましいのぢやそうなやと車夫さんまでが注意するやうになつたのは是れは平民の爲めに感謝すべきことであります。我輩は社會主義者と悉く同論では無いが、しかし日本の平民が自分の果敢ない有樣を自覺しないのは物にあきれた一人でした。

我輩が信州に居た時に其地の新聞社の編輯局に於て衆議院議員の撰舉權を持つて居るものは我輩一人でした。我輩は眞に情なく思つた。新聞記者と云へば兎も角も天下の事を議論しやうと云ふ人物で無いか。平生立派なことを云つて居る學者先生ではない

か。其學者先生が議員を投票する權利が無いとは眞に情ない事だ。然らば其議員にならふと云ふ候補者はどんな人物かと云ふと失敬ながら亞米利加が何方にあるやら今年は西洋の紀元何年に當るやら、さつぱり分らぬ。埒もない金持どのだ。天下是より大不平の事はないではないか。我輩は內心疳癪にさはつてたまらぬ。しかし近松門左衛門の言つたやうに獨り物にも狂はれもせずだから肝癪の虫を殺してだまつては居たが世の中は斯云ふ狀態であるのに平民たる人々は一向平氣なものだ。面上三斗の泥を塗られて、恥辱とも何とも思はない樣子である。一言して云へば日本の平民は自分の位置を自覺しないのであります。此平民が自分の位置を自覺しないと云ふことは我輩の心配する所でありまして、そして鐘を叩いてなりと天下を廻つて覺めよ。起きよ。汝の狀態を覺れよと申して歩きたい位に思つて居りましたが天なる哉、時なる哉、警視廳がおつて平民新聞社、社會主義者と戰鬪を開いてくれたので追々社會主義の評判が高くなり、社會主義の評判が高くなるに連れて平民即ち政權の外に驅逐された人物が自分の位置を顧みるやうになつたのは眞に、實に心から感謝いたすので御座います。

▲非戰論

しかし我輩は平民新聞社の國家に對する見解と非戰論には贊成するとは出來ません。平民新聞社の連中は今日戰場に赴く兵士は恰も屠所に赴く羊といつたやうな風でいやく出掛るものゝやうに考へて居られるやうですが、そうで無い證據は目前の連戰連勝であります。若しいやくながら戰場に行くものゝみならば決して今日の樣な成績がある筈はありません。それは一人一人の心事を尋ねたらば迷惑のものもありませう。氣の毒なものもありませうが。しかし公義の爲め、國の爲めには身を獻げるのは國民の義務であると信じて私情を抑へた此心がやがて今日の結果になつたのであります。そう見なければ今度の勝利は解釋は出來ないのです。屠所に赴く羊のやうだとか、無理に壓制されて銃を肩にするとか云ふのは、それは支那兵や露西亞兵の心事でありませうが、日本兵の心事ではないのです。

それから又平民新聞社の連中は露西亞と戰つて日本の利權を保護した所で其利權と云ふのは中等社會以上の利權で、實際戰場で戰つて居るもの丶利益にはなりはしない。たとへば朝鮮、滿洲を開放して日本人がどん〳〵行つて稼げるやうになつたにした所で、其稼ぎで利益を受けるものは中等社會以上で戰場に赴いた平民の利益にはならない。平民は唯もう紳士社會の利益を保護する爲めに血を流すのだと申されますがたとへば實際左樣な理屈になつた所で戰場に赴く平民自身の心はそうで無い。唯もう國の爲めです。國の爲めに死ぬと云ふのが平民の心事です。其國の利益が或る階級の爲めに壟斷されて平民が其分前を得ることが出來ないならば國の仕掛を易へる計であります。紳士とか金持とか、中等社會とか云ふものが國の利益を壟斷することが惡むべきと同樣に、スラブ人種が滿洲の利益を壟斷し、朝鮮を抑へつけて日本人の働き場を狹くすると云ふことはやはり惡むべきことを知つて居るので喜んで露西亞征伐の戰に赴いたのであります。

しかし非戰論は取るに足りない愚論にした處で平民新聞社は善いことをしたと思ふのです。成程非戰論は無理のやうですが、平民新聞社が非戰論をした爲めに、此戰爭の結果を唯富豪の利益にのみにしてはならぬ。此戰爭は國の爲めにしたのであるから此戰爭の結果も國民總體の利益になるやうにせねば國民の戰死は無益になると云ふ感覺を强めました。それには先づ今の選擧法を改めて普通選擧にいたして國民總體が實際政權に與ると云ふ仕掛にせねばなりません。國民總體に選擧權を與へなければ戰勝の結果を國民總體の利益に使用すると云ふ保證は立たないものと我輩は信じます。貴樣は國の爲めに死んでくれ、しかし選擧權は與へないぞとはどの面下げて云へる理窟です。日本の平民は國民たる義務を守つて喜んで戰場に往つたのではありません乎。てれは日本の國を自分の物と思へばであります。其平民に國政に參與するのを許さないと云ふ道理がありますか乎。明治十年に西南戰爭がありました。そうして其翌年頃から民權論が盛んになりました、是は動さの取れない道理です。國の爲めに戰へ。しかし

國政に參與する權利は與へないぞとはべらぼうな理窟であります。其こそ此民を驅つて或る階級の利益の爲めに死なしめるのであります。それ故、我輩は普通選擧と今度の戰爭とは離れることの出來ない道理があると信ずるのであります。（明治三十八年二月三日）

著者曰く國國家に對する平民社一派の見解と著者の見解との相違は「國會社會主義及び社會主義」に於て論じたる所を參考せよ。

天下、衣なく、食なく、
道途に彷徨して空しく死するものあり。
安得廣廈千萬間。大庇天下寒士俱歡顏。
風雨不動安如山。
是れ我輩の靈夢のみ。

我々の祖先の社會政策

世の中には社會主義と云ふと何か恐ろしい、こはい、危險なもの、樣に心得て居られる人もあるやうでございますから一撤に恐ろしいもので無いと云ふことを證明する爲めに日本の昔しに行はれました社會政策に就て大畧を記しませふ。是れは主と古事記日本書紀、續日本書紀など申す正史に依つて記しましたのでありますから決して記者の手前勝手に想像した空論ではありません。其御積りで御覽を願ひます。

▲國家の概念。　國家は唯だ或る階級が地の階級を壓制する道具ではない。國は一個の大きな家庭であると云ふのが此の時代の根本的信仰でありました。それ故に天應元年の詔には「朕は百姓の父母たり」ともあり、延曆元年の詔には「朕は民の父母たり」ともあり。寶龜四年の勅には「四海に君臨し、兆民を子育す」ともあり、同五年の勅には「四海に君臨し、黎元を子育す」ともあります。即ち此時代の考では國は唯法律で權利義務を規定した個人、若しくは家族、或は階級の集合體では無くて純一にして

分けることの出來ない唯一個の家庭でありまして、其家庭の父母は皇室で人民は子弟であると云ふのが萬事を劃出す根本になつて居りました。是れは實に尊むべき主義であると思ひます。我々銘々が何にも緣故のない他人同志の人間であつて唯同時に一の國の中に生存する一個人に過ぎないと云ふ個人主義で立つて居る國ならば、資本家が勞働者を壓倒しても、天下の富を一身に集めて、他人が飢へて居る前でどんな驕奢を極めても、苟も法律の許す範圍であるならば何もそれを尤めることは出來ますまい。しかし國は一家である。我々は兄弟であると云ふ主義が眞理であるならば左樣なことは許されないやうになるのであります、天平神護元年の勅には「吏は民の父母なり」ともあります。皇室は日本と云ふ家庭の父母にましますからには其御代官の役人も民の父母と云ふ心掛を忘れてはならぬと云ふ道理でありましやう。是れも同じ根本的思想から劃出した小劃の思想であります。

國が一個の家庭であるとしますと、其家庭の間には相感同情と云ふものが無ければなりません、即ち國家の各要素の內に相互の愛情と云ふものが無ければなりませんが其感情も其頃の詔勅に表はれて居ります。即ち天平二十年の勅には「百姓の未だ康からざる寢ねて兆民を憂勞す」ともありますし、延曆元年の勅には「夙に興き夜は寐ねて兆民を憂ひ、一物の所を失ふを憫れむ」ともありまして此樣の詔勅を擧げれば殆んど限無いとであります。或人は是れは唯皇室の人民を御憫み遊ばした御心根を書いたものであつて、人民相互の社會的愛情を表はしたものでは無いと申される方も有ませふが、それは未熟な考であります。國家の父母たる方が斯樣に人民を思召すからには此父母を戴いて居る子弟である人民は互に父母の意を躰して相愛さなければならない道理でありまず。それ故我輩は此等の詔勅は唯皇室の人民に對せらるゝ御仁心を表すと計りではない。人民相互に一家庭中の兄弟姉妹であると云ふ感情を以て愛すべきものであると云ふ當時の原則を言表はしたものであると信ずるのであります。

▲此概念より生じたる政策。　或人は申しまさふ。此等の詔勅は決して記者の云ふやうな深い意味で御發布になつたのでは無い。これは當時の文臣が支那文學に泥んで居つたから、支那の思想を現はしたのに過ぎない。實際支那の政治を書いたものには斯樣な思想は澤山あると。私も近江朝廷以來の日本には支那思想のはいつて來たことは十分認めます。此詔勅の文章も支那の史策から其句だけは借りて來たやうな形蹟も見へないのではありませんが、しかし今少し深く研究すると辭令は支那から借りて來たものゝ日本に於ては更に濃厚な意味を以て採用されたと云ふことが分ります。則ち支那は唯主義だけ敎へましたが、日本は支那よりも痛切に其主義を實現したと云ふことが分ります。今此道理の善く御分りになるやうに當時の史書から實例を擧げましやう。

（一）人民の解放。　第十八世紀以後に盛になりました人道主義は奴隷解放と云ふ大きな事業を生みましたが、斯樣な愉快な事業は西洋の歷史の特產物ではありませんで、日本の往時にも同樣の事がありました。それは日本の人民は昔しは舍長の私有物の樣になつて居りましたのを段々解放致されて皇室直轄の人民とせられたことであります。昔しの舍長が人民を苦役して居たことは孝德天皇の詔に「臣、連、伴造、國造、舍長に隷屬して、それが爲めに苦役せられて居たものが多かつたのであります。どういふ譯で人民が舍長の私有物同樣になつて勝手に使役されて居たか、其邊は此所に陳べませんが兎に角斯云ふ風でありました。其驅使の甚しかつた記念は、今でも國造の古墳などに殘つて居ります。其古墳は隨分手數の掛つたもので中位の「ピラミット」と云つても善い程のものがある所を見ても之を作る爲めに人民を苦役した狀況が思ひやられます。所が日本の皇室は斯樣に舍長の壓制の下に苦しんで居つた人民を解放なさつて愍く皇室の御直轄に遊ばしたのみでは無い、人民は皇室の御寶であるとまで仰せられまして、天皇の御詔勅には必らず人民に對して發布せらるゝ旨が記るしてあるやうに成りました。それは宣命と申す古體の詔勅には必らず親王、諸王、諸臣、百

官人等、天下公民に告ぐると云ふことが明白に記るしてありましたので分かります。則ち人民は直接に即ち、何者をも中間に置かずに、天皇陛下の詔勅を承はると云ふことが出來たのであります。斯樣なことはみんな過去の事になりましたから今では大きな感情も起りませんが、其時代の人の心になつて考れば此御英斷は泰西の奴隷解放と同樣なことで我々の祖先はどの位深い、厚い感情を以て皇室に感謝したか思計ることが出來ません。日本人の勤王心が天性になつたのも斯樣な御政治が度々あつたからであります。それから更に驚歎すべきことは斯樣に酋長の壓制から人民を御解放になつたので良民のみ御解放になつたのではありません。日本に賤民即ち奴隷外に猶ほ賤民と云ふのがあつて良民の私有財產同樣に取扱はれて居りましたのを、それをも御憐憫になりまして追々御解放になつたことであります。日本の賤民は人種の相違から起つたのでもの起つたのは何時頃のことでありましやうか、私は未だ十分調べて見ませんから何とも申上兼ますが、今日までの私の研究では日本の賤民は人種の相違から起つたのでも無く、先天的に良賤の區別があると云ふ印度の「ケースト」の樣な思想から起つたものでも無く、唯社會の或事情から起つたものであるやうに思はれます。則ち自分で身を賣つたものとか、父母の爲めに賣られたものであるとか、借金を返すことが出來ないで其代價になつたものであるとか、罪ある爲めに官奴にせられたものであるとか云ふ原因から奴隷になつたもので申さば後天的のもので、其人の境遇と位置とに依つて自主を失つて奴隷になつたが、元來其人の人格には何にも奴隷になるべき先天的のものはついて居ないと云ふのが日本の奴隷に對する考であつたやうであります。即ち羅馬の奴隷のやうなもので、印度の旃陀羅のやうなものとは違ふやうであります。併しそれは別問題として兎に角奴隷と云ふものは其時代に存して居りまして一個人の所有品同樣に取扱はれ、其子孫までも奴隷の苦痛を受けたことは事實であります。そうして此奴隷と良民との間の婚禮は無論法律上に禁ぜられて居りまして、若し間違つて双方の間に子が出來ますればそれも奴隷の取扱にしたものでありますのみならず。奴隷の數

は隨分多かつたやうに存じます。それは持統天皇の三年の十月直廣肆下毛野朝臣子麻呂と云ふものが奴婢六百口を免るさうと願出で、御許るしになつたと云ふことがあるので分ります。是れは此人一個人の所有でありますが其解放した數が六百口もあつた處を見れば中々の多數でありましたらふが皇室では成るべく此奴隷を解放なさる御方針を御取りになりまして、主人が請願すれば大抵直ぐに御許しになつて解放になつたのみならず貴顯が御病氣なれば其御祈の爲めに解放になるものもあり、大赦の時には罪の爲めに官に投ぜられて奴隷となつたものを解放なさることもあり。時機さへあれば出來るだけ解放の手段を御取りになつたのみならず、養老七年には奴隷にも十二年以上土着したものには口分田を御渡しになり、追々奴隷の行立つやうに御取計になり、遂に延暦八年には女の奴隷が男の良民に密通いたして生んだ子も、女の良民が男の奴隷に馴染めて出來た子も均しく良民の取扱をすると云ふことになりました。是れは則ち事實に於て良賤の區別を破壞し、全く奴隷を解放したものであります。何と有難い、涙のこぼれる程な御英斷ではありませんか。此奴隷解放については佛敎の慈悲即ち博愛主義が大きな動機になつたことは疑ありませんが、しかし此博愛主義を斯樣に活潑に御採用になりましたのはつまり國家は一の家庭である。人民は兄弟である。皇室は人民の父母にてましますと云ふ大きな思想が根本になつて居つたからずん〳〵はかの行つたことであらふと存じます。

（三）土地國有。　今の社會主義者は土地の共有と云ふことを唱へます。所かいやそれは悪い。日本の憲法では個人の所有權を認めて居る。それを共有にしろなど、云ふのは違憲であつて則ち國憲を紊亂するものであると云ふやうな論者がありますけれども、私の學んだ國法學ではそうは敎へない。個人の土地私有と云ふものは決して個人の先天的に持つて居る權利では無い。國家が土地私有を許すのが便宜であると考へる間だけ私有を許るしてあるのである。若し國家に必要とあれば何時でも私有の土地を取上げることが出來るのである。大權の發動に對しては土地所有權でも、何の權利で

も對抗することは出來ない。國家は國家の生存に必要な場合には個人の所有權を取上げて之を國家の爲めに用ふることが出來ると云ふのが、是れが今の國法學の原則であります。されば主權者に向つて堂か土地を共有にするやうにして下さいと請願し其意思を發表すると云ふこと丈ならば何にも國法に違犯する次第では無いと思ひます。其證據には現に日本でも昔しは土地國有が原則でありました。國家は一家庭なりと云ふ前提から割合せば土地は國有である。則ち一家庭の共同の目的の爲めに使ふべきもので家庭の父母たる皇室の御管轄に屬すべきものであると定めたのは當然の事であります。此土地國有の主義の最も明白に現はれたのは口分田の制度であります。即ち一定の時期を定めて人民に土地を御割當になると云ふ制度であつて、人民は誰れでも皇室から土地を分けて頂戴して一人でも土地を持たないものがあつたり、或は自分のみ大きな土地を占有して他人には尺寸の土地も與へないと云ふ樣な兼併壟斷の處爲は其頃の大禁物でありました、そうして其口分田は主義に於ては勿論私有物では無く、國有のものを人口に從つて割當てゝ下さるのであつて、一定の時期が來れば班田を仕直すと云ふのが原則でありました。此原則は其始めは總ての土地に通用したもので、功田、位田、職田、寺社の土地などゝ云ふものも決して一個人が永遠に子孫に傳へ、若しくは寺社に傳へることが出來ると云ふやうな性質のもので無く、大抵或時期が來れば國家に返さなければならぬと云ふ譯でありました。しかし其園は人口が土地の割に少かつたので。（今日は人口の割に土地が少い。丸で反對です）斯樣に國家から割渡された外に猶ほ十分土地が殘つて居りましたが、その土地はどう處分したかと云ふに大寶令には山林藪澤の利は公私之を共にすべき旨の明文がありまして誰れでも遠慮なく之を利用することが出來たのであります。然るに斯樣に自由に放任してありましたから豪族貴顯などゝ云ふものが勝手にそれを占領して人民の利用を妨げるやうなこともありましたので、朝廷ではそれを嚴しく御察度があつたやうであります。即ち慶雲三年には近頃王公諸臣が多く山澤を占領しながら其瘠耕作もしないで打棄てゝ置くのみでは

ない。百姓が其處へ行つて柴草を採るものがあれば、其道具を奪取つてひどい目に逢はせるやうな不都合なこともするし、それから朝廷から二二段の僅か計りの地面を頂戴すればそれを口實に致して峯を跨え、谷に跨がり、大きな土地を天朝から拝領したなど云つて獨占にするが堂もけしからむことである、自今以後左樣な不埒なことは成らぬぞと云ふ詔勅があり。和銅四年には親王以下の貴顯並に豪強の家で多く山野を占めて百姓の業を妨げることがあるが爾今以後嚴禁するぞ、但し空地を開墾したいものがあるならば、國司の取次で太政官の處分に從へと云ふ詔勅があるので分ります。即ち皇族でも豪家でも皇室から御割當になつた土地の外は別に手前勝手を働く譯には行かない、山林藪澤の利益は公私の別なく共に之を受べきものであると云ふのが當時の國法の大原則でありました。何と其精神だけは申分の無い土地國有法ではありませんか。然るに蝦夷征伐其外の原因からして國家の費用は是までよりも餘計に入るやうになつたので此口分田以外の土地の開墾を奨勵するやうになり、從つて大地主の樣な形のも

のが出來ました。即ち養老六年には雜石三千石以上の收獲あるものには勳六等を賜ふなど、云ふ制度も出來たのみならず、養老七年には常陸國大領外正七位上宇治部甫荒山と云ふものは私穀三千斛を陸奥の鎭所に差上げたと云ふやうな事も出來ました、則ち此公私共有の山林藪澤が次第に開拓せられて大地主が出來たのです。しかし其時でも其開墾地を私有することは僅かに三世だけで、それも全くの新開墾地に限り、其前に溝池を堀つて誰れかが繩張をした跡を開墾したのなれば其人一代限りしか所有することが出來ないと云ふ規則(養老七年格)であつて矢張り土地國有の原則は何處までも嚴面目に守られたのでありましたが、どうもだんだん三世計りの相傳では開墾するのも張合が無いと云ふて懶けるものもありましたので、天平十五年に親王、諸王諸臣、有位の庶人、郡司に至るまでは各々一定の額を定めて、それだけは後世子孫、何時までも私有にすると云ふことに極まりましたが、それが爲めに私墾田が段々多くなつたので勢力ある家では其廣い地面を耕すに人の無いのに苦しんで百姓を駈使ひますから追々

百姓が貧乏になつて獨立の生涯をするのがむづかしくなると云ふので天平神護元年に百姓を使つて私墾田の耕作を手傳はせることは御禁制になり、延暦十年には公私の土地に分界をつけ、未だ何人の所有にもならない處は百姓の自由に之を利用することを許されました。即ち奈良朝平安朝の盛時には土地は國有、山林藪澤の利は公私之を共にすると云ふことが土地に關する法律の原則になつて居たのであります。

(三)資本共有。　今の社會主義は土地國有のみでは無い。資本の共有と云ふことを理想として居ます。是れも原則に於ては昔しも認めた道理です。國家が既に一家であり、人民が兄弟である以上は資本も共有で無ければならないのが論理的結果です。詰まり資本は國有にすべきが當然であるが便宜の爲め或部分だけ私有を許すと云ふのが昔しの立法の精神であつたらうと思ふのです。何故なれば國有の資本、即ち人民の利益に供用せらるゝもので政府の所有であつたものは其頃頗る多かつたのであります。先づ其二三を申しますと(一)皇宮、諸官衙、城砦の類は申すまでもなく國家の所有でありました。(二)神社、佛閣、學校等の精神的教育機關の建物、是れも大抵は國有でありました。(三)交通機關は殆んど悉皆國家の所有でありました。今日では鐵道には私有のものがあり、馬車旅舍などは勿論私有でありますが昔しは其時分の交通機關の一番重要な馬匹が多くは政府の牧場で養はれたもので國家の役目、都亭驛の制度を立て驛馬を置のも國家の役目でありました。斯樣に國有に屬するものが多かつたのみでは無く、原則に於ては國家は人民の總ての資本を都合次第で自由に取扱つて善いもの、又左樣に取扱はねばならぬものと信じて居りました。から國家の都合次第でどん〳〵遠慮なく人民の勞力でも產物でも使用致されました。つまり一家の生存と繁昌の爲めには其家族の一人たるもの、所有物を遠慮なく用ふると云ふのが其頃の原則でありましたやうであります。

▲社會政策。　前に申した通り國家は一個の家庭であり、土地と資本は此家庭の共有で

おつて、其から生ずる利益は家庭の總體が受くべきものであると云ふ原則が其頃の政治の大綱でありましたから從つてそれが色々の事實に現はれて居ります。其事の大畧を申さうならば先づ第一に國家は人民の健康を保護し、不幸にして自ら生存することの出來ないやうになつたものを救助すると云ことを以て自ら任じて居られました。即ち流行病があれば國家は必らず藥を給して之を救はれました。或は藥を賜はつた計では無い、流行病の爲めに人民が貧乏になればそれをも御救助になつたやうであります。國史に「某の國疫す、藥を給して之を救ふ」ともあり、「某の國、疫す、之を賑給す」ともあるのは此事であります。或は支那から醫藥の事に明るい坊主を招かれまして藥物の眞僞を御定めになつたこともあります。其時分の迷信に連れて疫病神を御祭りになつたことさへもあります。必竟人民の身體を健康に保つのは國家の義務であると云ふことは其時分から明白に定まつて居つた主義でありまして公衆衛生などを云ふことは日本に於ては決して西洋から輸入したものでは無い、日本固有の主義であります。

▲餓莩孤獨。即ち自分で生命を支へて行くことの出來ないものも色々御賑恤になりました。つまり國家は斯樣なもの、保護者になつて天年を以て終はるやうに取計ふのが民の父母たる任務であると云ふのが政治上の原則でありました。此原則からやはり割出したものでありましやうが子供を一度に多く生んだもの即ち一度に二男二女を生んだとか、三子を生んだとか云ふものには一々御手當がありましたし、老人には又穀物などを下されたことがあります。人間は誰れでも行立つやうに、此世に生れ出たからには天然だけの壽命を以てめでたく終るやうにさせるやうにと云ふ御趣意と見へました。乞食なども是れと同樣な次第で色々御世話があつて邊土に遂つて、相當の土地を與へて土着をするやうに御取計になりました。斯樣なことは唯國家が自ら致された計ではありません。人民の內に有志者があつて自分の費用で貧乏人を救ふものがあれば左樣な人には位階を御授けになりなど致されて十分御奬勵になりましたし、多く穀物を貯へ積みて善く散じ、凍へたるものに衣服を與へ、飢へたるものに食を與へ、道橋

を修造し、往來の難儀を助けたものなどにも位階を下さりました。斯様な次第であり
ますから此時代では他人の困窮して居るのを見てあれは自分が働かない懶惰の結果か
ら起つたことであるから打捨て置くが善いなどと云ふ個人主義は道理上許されない
ことゝしてあつたのであります。

次には人民の精神的訓練、即ち教育事業も主と國家の領分になつて居りました。今日では政
教分離と云ふことを申しまして國家の事業と、寺院の事業とは別物である。國家は人
民の宗教に立入るべきものでは無いと立て、ありますが根本的に考へますと、形體と
精神とはつまり盾の兩面の樣なものでありまして全く別々に離すことの出來る
ものではありません。一の根から花も葉も出るやうに一の人心から政治も宗教も出る
のでありますから、國家を十分健全なものにするには國家自ら其人民の精神的、智識
的の教育を致さなければなりません、此道理は昔しの人の善く心得て居られた所であ
りますから、神道も十分御尊敬になりましたし、佛教も御奬勵になりました。今其内
で佛教の事を申せば寺は多く國費で御立てになりましたのみならず、僧侶はそれを支
配する僧綱と云ふものを御任命になり、度僧の法を設け、寺に食封を與へて僧侶の取續
きが出來るやうになさり、寺院修理の規則なども御發布になりまして色々御世話があ
りました。つまり國家自ら宗教事業を以て其分内の事として任じて居られたのであり
ます。しかし國家の保護が餘り十分でありましたので僧侶に惰氣が生じまして御宛行
を貪る計で遊んで暮らすと云ふ樣になりましたのを見て其反動で國家の力を假りない
で自分で傳道しやうと云ふ一派の私僧とでも申すべきものが出來ました。即ち有名な
行基法師の如きは此私僧の巨魁とも云ふべきものでありまして、官僧が寺で安樂を貪
つて、枕を高くして寢て居る時分に、人民の群集して居る處へ出て熱心に傳道いたし
ました。それで初めは國家に於ても此私僧の所業を御尤めになり、色々御世話があつ
た。即ち恰も今の世の中で私立學校撲滅と云ふ樣な御世話もありましたが私僧の勢が
盛んでありまして信者も追々多くなつたので飜然御開悟になりまして遂に私僧の首領

たる行基法師と朝廷と調和するやうになり從つて此一派も國家の宗教機關の一部に加はるやうになりました。是れは實に注意すべき現象でありまして、要する處、國家は人民の精神的教育を自分の任として寺院を國家の機關とする。しかし其寺院は決して同一の信仰個條を保たねばならぬと云ふ次第では無い、五宗でも六宗でも、神道でも、儒教でも國家の中に分れて働くことが出來る。即ち一致の中に差別があり、差別の中に一致があつて自由の信仰と國家の世話とが並立つと云ふやうなことが當時の理想であつたのに相違ないのであります。是れは恰も一家庭に宗旨の教育があつて子弟は此教育を受けるけれどもしかしそれと共に子弟の信仰の自由を制限しないやうなものであります。私は斯樣な原則で遣つて行くならば今の世の中にも國教制度は決して行はれない譯では無いのみならず。國家が人民の精神的教育を自分の事務とすることは、國家の生存の上にも必要であると考へます。私の考では此教育があつたから奴隷解放も圓滑に行はれたし、人情も溫和になり、色々の慈善事業も行はれたことであらふと存じます。

是れは精神上の教育の事でありますが、學問上の教育も其時代は無論國家の擔任でありました。其次第は此に申すまでもありません。人民は馬鹿でも、放蕩でも、それは私行であるから國家の知つたことでは無いと云つて放任して置くのは其時分の主義では無く、人民の中一人でも惡るものがあれば國家全體が苦痛を受けるから國家は人民の精神的、道德的、智識的の保護者でなければならないと云ふのが其時分の智識ある階級の間に信ぜられた信仰箇條でありました。

次には經濟政策。即ち人民の衣食住を滿足させるやうにする仕掛も、其時分には國家の仕事であると考へて居りました。前に申す通り其時代の土地は主義に於ては國有でありましたから政府は即ち地主、人民は則ち小作人のやうなものでありました。斯云ふ關係でしたから政府が進んで自ら地主の仕事をされましたのも當然であります。それ故其頃は政府自から農業を致しました。則ち河の流が易はつて畑に害をするやうにな

つた處は役人を遣つて直させたり、堤を修復したり、堰を直はしたり。池をこしらへ、溝を堀ると云ふやうな總て土地の改良に屬することは政府自から人民を使役してどん〳〵働きました。それから若し穀物の種が無くなつた處などには政府が自ら進んで種子を供給すると云ふやうな事業をいたしました。總て此時分の農事の改良と云ふやうな事は國家から世話を燒かれたものでありまして持統天皇の七年には天下に詔して桑、紵、粟、蕪菁等の草木を植ゑさせて五穀の助けになるやうに御世話があり、和銅七年には出羽國に始めて養蠶をするように御達しになり、靈龜元年には是まで百姓は唯水田の利益をのみ知つて、陸田の利益を知らなかつたを御心配になつて自今は陸田にも骨を折れ、そうして麥其外の雜穀を植ゑるやうにしたら善からふとの仰も出、養老六年には、其年の夏に旱が多くて稻の出來が惡かつたからと云ふので晩稻幷に大小麥を植ゑるやうに詔勅が出ました是れは唯澤山の中の僅かの例でありますが斯樣に致して人民の衣食住が滿足に取續きの出來るやうに致すのが其頃の政治の主義でありまし

て、延曆二年の勅には此主義を明かに書き現はして「民は惟れ邦の本なり、本固ければ國寧し。民の資る所、農桑是れ切なり」と書いてあります。

斯云ふ樣に國家自ら地主同樣の働きを致されたのみならず、其時分の國家は又自ら銀業行を營みました。銀行業と申すと不思議に聞へますが、實際日本政府は隨分舊い昔から其當時の流通貨幣同樣なものでありました所の穀物を人民に貸して其利息を取つて居りました。則ち諸國の大稅公廨郡稻などは皆其所の倉庫に貯へて、それを人民に貸して融通を付けて居りました。則ち疑ひなく銀行業を營むで居つたのであります。勿論此の銀行業には弊害もありました。則ち國郡司などゝ云ふ直接に貸借を取扱ふ役人が自分の穀物でも貸すやうに威張つたり、色々な名をつけて餘計の利を取つたりするものがあり。或は人民に貸す穀物の多寡には一定の制限があるのを多く利を取らふとする爲めに無暗に貸出して、それが爲めに却つて人民に迷惑を掛たりするやうな惡いことはありましたが、しかし民間の利息よりも比較的低利でありましたから、土地の

新開墾などに此低利の資本を借りて今年の糧米に供し、翌年元利共に返濟するのは決してむづかしい仕事でなかつたのみならず。此制度がある爲めに富豪が人民を苦しめると云ふことが餘程少かつたことであらふと思ひます。

其時分の國家は、斯樣に自ら銀行業を營んだ計りではありません、國家の命令で利足の高を定め、時としては人民を救ふ爲めに、貸借の契約を無効にさせたことがあります。先づ金利に就て申せば命條にはどんな事があつても一倍以上の利足を取つてはならぬとありました。年一倍の利足と言へば甚だ苛酷のやうでありますが、前に御話いたした通り土地の使用が自由でありましたから殆んど一粒萬倍で此位な利息でも十分拂へたのでありましよう。今日でも土地の有餘つて居る新開地は利足が高ふございます。しかし一倍と云ふのは極端の例を示したものと見へまして和銅四年には人民が穀物を人に貸すときは利足は五割に過ぎてはならぬと云ふ詔勅が出て居ますし、養老六年には太政官の奏聞に依つて公私の貸借とも利足は三割に限ると極まりました。金利を政府で制限すると云ふのは可笑しいやうに思はれましやうが、資本家が貧民に對して殆んど强制的に高い利足を拂はせるのを人民の父母たる國家が傍觀することの出來ないのは當然であります。是れは利足の制限でありますが、それのみでは無い。時としては國家は利足を廢止させ或は元利ともに免除させる樣な英斷を施したことがあります。即ち天平寶字七年の詔勅には去る天平寶字五年に五穀登らず、餓死するものが多かつたから、公私の負債で返濟することの出來ないもので公物を借りたものは原利其に免除し、私物を借りたものは利足だけ免除すると云ふことがありました。是れは一例ですが其時代の國家はたしかに貸借の關係を無効にする權利は自分の物であると信じて居つたのであります。全躰資本を貸して利足を取ると云ふことは必しも人道に外れた所業では無いに違いない。又經濟學から云ふと、それが資本の貯蓄心を奬勵する大動機になるに相違ないが、しかし其利足の取り方が殘酷で債務者を自由活動の出來ない樣な境にまで驅逐する時には國家はそれに依つて自己の危險を感ずる樣になるか

ら進んで双方の間に干渉し、時としては一刀兩斷、債務を免除すると云ふ非常手段を行ふことも必要であります。古しの國家は此道理を善く辨へて、そうして實行したのであります。

昔しの國家は又自ら市場の相場を支配しなければならぬと信じて居りました。今日の樣に少數の資本家や、「トラスト」などが自由に市場を支配して勝手に相場を極め、自分等の方に大きな利益を壟斷する爲めに貧民を壓倒して高いものを買はせると云ふやうな無理なことは昔しの國家ならば座視することは出來ない事態であります。先づ昔しの國家が市場を支配する爲めに採用した一二の手段を申そうならば(一)には義倉の法であります。令には一位以下及び百姓雜色の人等から戶粟を取つて義倉とすると云ふ趣意が記るしてありまして銘々戶數割で穀物を出してそれを貯蓄して不時の災難、凶年なぞの用に供したものであります。景雲三年の詔勅には「自今以後中々以上の戶の粟を取り以て義倉となす。必らず窮乏に給し他に用ふるを得ざれ、若し官人私犯一斗以上なれば、即日官を解き、贓に從つて決罰す」ともあり、靈龜元年は大政官奏に依り更に義倉出粟の法を定め分つて九等と爲すともあり。養老三年には六道諸國旱に遇ひ飢荒したれば義倉を開ひて之を賑恤したともあります處を考へると義倉の性質は其主義からで言へば强迫保險と貯蓄銀行を兼ねた樣なもので市場の光景が危險になり人民が自力で生產の費用を得ることの出來なくなつた時之を散じて其苦痛を救ふ一策であります。(二)には常平の法であります。勿論義倉とか常平法とか云ふものは支那から輸入した主義には相違ありませんが日本では殊に精確に此主義を實現いたしました。常平の法と云ふのは市場の穀相場が餘り高い處は政府から兼ねて貯へて置いた ものを安く賣り出して相場の平均を計り、穀相場が安い時は政府で其相場に買込んで高い時に賣り出す準備をして置と云ふのが原則でありました。しかし是れは政府の資本が手薄ではとても行へることではありませんが。其時分には政府は十分の資本を持て居りました。即ち諸國には正稅と申して租稅の穀物を貯へた庫もあり、左右京にも

矢張り貯穀がありましたから人民と競爭して市場の主人となるだけの穀物はありました。其故斯樣なことを致して市場を制することが出來ました。今日でも大資本家の專橫に對して市場の主權を維持しやうと思ふならば先づ政府自ら此等の資本主を壓倒することの出來る程の大資本主になる必要があります。兎に角、國家が市場の主人になつて居つて一個人の壟斷の私を制すると云ふのが其頃の國家の政策でありました。つまり國民の土地、資本勞力は國民全體の利益の爲めに使はなければならない。敢て一人一家の利益を保護するには及ばないと云ふ國家則家庭主義から割出したのであります。

* * *

* * *

斯樣な次第でありまして社會主義とか社會政策とか言ふことは決して珍らしいものでは無い。日本の昔しに於ても形こそ異なつて居りますが原則と主義とは大差の無い思想が行はれて居つたことは前に申上げた通であります。我輩はなにも本地垂迹の流儀で日本流の皮を蒙つた社會主義を唱へやうなど、云ふ狡猾な野心は毛頭ありませんが唯外形の新奇なのに驚いて社會主義を大そう恐ろしいもの、やうに考へたり、或は社會主義を非常に新しい新奇のもの、やうに思つて日本の歷史に之を繫ぐことをしないで突飛の運動を試みやうとするものに對して我等の祖先の社會政策を紹介いたした次第であります。

（明治三十八年五月三日）

手なれつる玉の小琴の緒をたゝむ

ふるきしらべは聞く人もなし

勝義邦

國家社會主義梗概

（一）國體

日本國民の總體は一家族なり。家、人父子の關係を以て國體の本義とす。

寶龜四年の勅に曰く四海に君臨し、兆民を子育す。

同五年の勅に曰く宇宙に君臨し、黎元を子育す。

天應元年の詔に曰く朕は百姓の父母たり。

延曆六年の詔に曰く朕は民の父母たり。

天平二十年の詔に曰く兆民を憂勞す。

延曆十五年の詔に曰く日吁くるまで食を忘れ、一物の隅に向ふを憫れむ。

是は皇室を人民の父母とするなり。皇室既に人民の父母たらば國民の一家たること論理的必然の結果に非ずや。國民既に一家たらば其情は家人父子の如く一人の利害と公衆の利害の密切相離るべからざるものなること勿論に非ずや。

是は東洋政治學の大精神なり。漢文帝の詔に曰く「民の父母となりて云々」。漢の章帝の詔に曰く「人君民を視る父母の如くし憯怛の愛、忠愛の敎、匍匐の救あり」。漢の刑法志に曰く「古人言ふことあり。滿堂酒を飮む。一人あり隅に鄕つて悲泣すれば則ち一堂之が爲めに樂まず。王者の天下に於ける、譬へばなほ一堂の上の如きなり。故に一人其平を得ざれば、之が爲めに心に悽愴たり」と。天下は一堂の上の如しと云ふは則ち國家を以て一家と見做すの謂なり。プラトーは國家を父母の如きものなりと稱せり。是亦同意なり。

（二）人民

國家既に一家にして皇室既に民の父母たらば君民は喜憂哀樂を共にせざるべからず。

天應元年の詔に曰く「百姓飢饉に苦しみ加ふるに疾疫を以てし死亡數多なり。朕これを念ふ毎に情傷惻に深し」

又曰く「天を以て大なりとす。之に則るものは聖人なり。民を以て心となす。之を

育するものは仁后なり」。

天應元年の詔に曰く「朕肇めて寶曆に膺り、區夏に君臨す。言に生民を念ひ。情撫育に深ー、其幾害を除き、之に仁壽を惠まんことを思欲す」。

延曆元年の詔に曰く「萬姓の未だ康からざるを憂ひ、一物の所を失ふを憫れむ」。

延曆三年の勅に曰く「民は惟れ邦の本なり、本固ければ國寧し」。

北畠准后神皇正統記に於て承久の役を論じて曰く、

賴朝勳功は昔より類なき程なれど偏に天下を掌にせしかば、君として安からず思召けるも理なり。況んや其纔絶て後室の尼公、陪臣の義時が世になりぬれば彼跡を削りて御心のまゝにせらるべしと云ふも一往の謂れなきにあらず。然れども白河、鳥羽の御代の比より、政道の古さすがた、やう〳〵衰へ、後白河の御時兵革起て姦臣世を亂る、天下の民殆んど塗炭に落にき。賴朝一臂を揮て其亂を平げたり。王室はふるきにかへるまではなかりしかど、九牟の塵も收り、萬民の肩も息まりぬ。上下堵に安んじ、東より西より其德に服せしかば賴朝なくなりても叛く者ありとは聞えず。これに代るべきほどの德政なくして、いかでたやすく覆るべき。たとひ又しなはれぬべくとても、民安からずば上天よもくみし給はじ。

故に皇室の尊嚴と安民の德とは離るべからず。荻生徂徠曰く「末々迄一人も見放されぬ者なりと思ひはまりて、我苦にし、世話すること、之を聖人の道に民の父母と云ひ又之を仁の道と云ふ」と。是亦同意なり。

是亦東洋政治學の大精神なり。

書に曰く「惟天民を惠み。惟辟天を奉ず」。

孟子曰く「民の仁に歸するや。猶ほ水の下きに就き、獸の擴（曠野）に走るが如し。」

漢の文帝の詔に曰く「天民を生じ之が爲めに君を置き、以て之を養治せしむ」。

（三）共同生活の大主義

以上の理由に依り共同生活は日本王道の根本義なることを知るべし。されどこは日本

に限りたることに非す。

元來國家なるものは共同生活を目的として起りしものなり。

（一）或る國家は其發達の始に於ては外に向つての侵掠機關たりしやも知るべからずされど其侵掠的動作も要するに共同生活の爲めなり。莊子に曰く

盜跖の徒、跖に問ふて曰く、盜も亦通ある乎。跖の曰く何くに適くとしてか道あることなからんや。夫れ室中の藏を妄意するは聖なり。入るに先んずるは勇なり。出づるに後るゝは義なり。可否を知るは知なり。分つ均しきは仁なり。五の者備はらずして能く大盜をなすものは天下未だ之あらざるなり。

盜賊と雖も其夥伴の間には仁義（共同生活の精神）なきを得ず。イエスの所謂惡魔の國と雖も相爭へば立つべからざるものなり。

（二）或る國に於ては一階級の他の階級を壓抑する國家あり。たとへば羅馬共和政治時代の貴族と平民との如し。されど是れ其實は一國の名の内に二個の國家、（貴族の國と平民の國）の並立して地歩を爭ふものにしてかゝる狀況に在る人民は有機的の一國と見做し難きものなり。

（三）國家は二の意義に於て共同生活體たるべきものなり。即ち一は經濟的の意義に於てするものにして樹液の全樹を循環するが如く一國の富の人民各個を潤す爲めに有機的に活動するものなり。一は防衛的のものにして他國の掠奪より人民の生命財産を保護するものなり。

何の點より見るも國家の目的は共同生活なり。一個人は如何なる場合に於ても其國人に向つては我は爾の利害と相關せずと云ふを得ざるなり。たとへば所有權の如きも絶對的のものに非す。飢饉洪水の患ありて國民の食に乏しき時に當りて富人は其所有權あるを以て其倉庫を閉づること能はず。共同生活の精神は彼れに命令して其同胞を救はしむるの權利を有す。

（四）絶對的の權利と便宜的の權利

絶對的の權利とは國家の權なり。國家の權は何ものをも自己の威嚴に從はしむることを得。

國家の目的は共同生活に在り。共同生活の目的を達せんが爲めに國家の活動するときは其權威は絶對なり。

此理は甚だ見易し。人の至貴至重なるものは生命なり。國家は國防の爲めには此生命を要求し得るに非ずや。

奈良朝、平安朝に於ては我國家は一種の强迫的兵制を有し、諸國に軍團を設け、東國の軍士を遣りて九州の防人とし、蝦夷防衛の爲めに强壯なる國民の筋力を用ひて軍に供し、貧弱の者をして糧餉を轉漕せしめたり。

現時の强迫的兵制も亦國家の權能の絶對なることを證明するものなり。

自己の生命を保護すべき權利すら國家の命令の前には沈默せざるを得ずとせば自己の財產を維持すべき所有權の如きもの、其實薄弱なるものにして絶對的の威嚴を有するものならざるは勿論なり。

國家は人民より物品の貢賦を要求し、時としては其力役を求む。是れ國家の權利は所有權の範圍を犯すことを得るなり。國家は又犯罪者の財產を沒收することあり。是れ國家の權利は所有權を殺すことを得るなり。

何れの國に於ても昔しは土地を共有し、後世に至るに及んで個人に土地の所有權を與へたり。共に國家が之を認めて共同生活の爲めに便宜なりとしたるに依る。是故に土地所有權は便宜的の權利にして絶對的の權利には非ず。他の語を以て之を言へば土地所有權は國家が之を保證する迄は堅實のものたり得べし。國家若し其意思を變ぜば直ちに堅實の性質を失ふべきものなり。

（五）國家の能動と個人の能動

國家の權利を以て絶對的なりとするときは個人は自尊自重の念を失ふべく、從つて個人として活動すべき動機なきに至るべしと說くものあり。而も是れ政策の問題にして

法律の問題に非ず。法律に於ては國家の權利は絶對なり。政策に於ては國家は故なく個人の活動を妨害するを得ず。

平安朝時代には多く穀物を蓄へ積みて、能く施し、寒へたるものに衣を與へ、飢へたるものに食を與へ、道路を修造し艱險を濟利したるものには位を授けたり。國家自から富人の穀を奪ふて之を貧民に施すも國家の權利の能動としては法律的に於ては正當なり。而も政策に於ては個人の能動を撲滅するに均しき愚計たるを以てしか爲ざりしなり。

柳宗元曰く

人に長たるもの、好んで其令を煩はしくす、甚だ憐れむが如し。(甚だ人民を憐れむが如しとの意なり)而も卒に以て嗣す。旦暮に吏來りて呼んで曰く、官、命じて爾の耕を促し、爾の植を勗めしめ爾の獨を督す、つとに而の緒を繰り、つとに而の縷を織り、而の幼孩を字し、而の鷄豚を遂げよと、鼓を鳴らして之を聚め木を擊ちて之を召す。小人(人民を云ふなり)は殘甕を輟めて以て吏を勞する且暇を得ず。又何を以て其生を善くして其性を安んずるを得んや。

是れ國家の權利が無智なる能動(即ち政策の宜しきを得ざる能動)を爲して人民を困殺することを冷笑したるものなり。國權は絶待的なり。されど國家は人間の個人性を殺すこと能はず。荻生徂徠曰く

聖人の道、包容廣大なり。要は養つて之を成すに在り。

國權は絶待的なり。而も其政策は個人性を長養するに在り、敎化するに在り。之を扞げ之を殺すに在らざるなり。

(六)選良論

賢者位に在り、能者職に在り、是れ理想の政府なり。

奈良平安朝、官吏の出身、敘任、自から一定の法あり。要するに適才を得て適所に用ひんと欲するに過ぎず。所謂材を量り、能に授くるものなり。天應元年の詔に

曰く

三考して黜陟するは前王の通典にして惡を懲らし善を勸むるは往聖の嘉訓なり。

論語の政治論は要するに人才を得るを以て主眼とす。

荻生徂徠曰く人さへ善ければ仕形は惡くとも人に器量ある故、善く取扱て國は治るなり。人無ければ仕形を何程に吟味して善く仕置たりとも取扱ふ人未熟なる故其仕形の本末惡く成行きて仕形を吟味して立つるも何の用にも立たぬなり。

又曰く名法は存せず候ても醫者巧者に候得ば病をも相應に癒し申候。

又曰く上なる人愚庸になりて下に豪傑あれば世必ず亂る。

政治論者に二種の傾向あり。一は政治組織に重さを置くものなり。荻生徂徠の如きは即ち後者なり。

徂徠曰く後世の儒者の經濟を論ずるは仕樣の手段ばかりをさま〴〵工夫して、其人を論せず。たとへば妙法を詮議して醫者を選ばざるが如し。妙法をば覺へずとも醫者上手なれば大抵には病をいやすものなり。

カライルも亦後者なり。

カライル曰く此世界には神あり。神の許しなきものは成立するを得ず。適當なる者が適當なる位置を得、尊敬せらるべきものが尊敬せらるゝは神の法なり。眞の王を求めよ。彼れは神聖なり。彼れを得るまでは人は滿足せざるなり。革命とは何ぞや眞の王を求むる動作なり。

彼れは單に「自由及び平等」を唱へて權威を敬せざる世を罵りて愚侏儒の水平的無量劫と稱せり。

如何にして人才を得べきや。

(一)支那は昔しより選良の法に就て苦心せり。始めは人をして人を擧げしむるの方法に依れり。則ち漢の時列侯郡守二千石をして其吏民の賢者を選んで貢せしめたるが如し。然るに其弊害は黨同伐異に陷り遂には門閥に依りて賢愚を辨ぜず。所謂下

品高門なく、上品寒士なきの弊に陷れり。

(二)是に於て隋に至りて始めて進士の科を置けり。即ち試驗を以て士を取るの法を創定したるものなり。然れども試驗法も亦弊なきこと能はず。詩賦を進むるものは徒らに聲韻の末形に拘泥して眞性情の發露なく、經義を以て擧に應ずるものは暗誦を事として義理を窮めず。人才を得るの法、却て人才を失ふに至れり。王安石曰く、少壯の時正さに天下の正理を講求すべきを以てして乃ち門を閉ぢ詩賦を作るを學ぶ。其官に入るに及んでは世事皆な習はざる所なり。此れ科法は人才を敗毀し古に如からざるを致すものなり。

明に至つては經義を以て士を取りしも其形式にのみ流れて精神なきに至りしは同じかりき。

現時の日本に於ては官吏の登庸は試驗を用ひ、議員の選任は選擧を用う。試驗を以て官吏を登庸するは文明諸國の現に取る所にして其主義に於て固より非難すべきなし。

されど今に至つては稍變通の法なきことを得ざる歟。そは高等なる學問を爲すの機會、漸く平民の階級を離れ紳士の階級にのみ限られんとするの傾向あるが故に今の登庸法に依りてのみ官吏を取らば所謂人生の辛酸を嘗め盡くしたる平民級の人物は遂に之を官吏の中に見るべからずして紳士級の子弟のみ獨り官職を壟斷するに至るべければなり。

學問なき人物の却て聰明人に過ぐるものあるは往々見るの例なり。高材逸足、必しも科擧の門を過ぎ得るものにあらず。故に現時の官吏登庸法に參するに人をして人を擧げしむるの主義を以てし、たとへば一省の官吏五分四は試驗法に依り、五分一は長官の推薦に依るの例を開き。試驗法に依るものは文官任用例を以て其權利を維持し、推薦法に依るものは長官の意に從つて之を進退せしむるを得ん。此の如くせば官吏獨り讀書生紳士級に限るの弊を脫し、些しく官海の氣習を改むることを得べし。

議員選擧法も亦選良の一術たるに過ぎず。

現時の官吏任用法が漸次に官海を紳士級に壟斷するの傾向あるが如く現時の議員選擧法も亦漸次に代議機關を富人の獨占に歸せんとするの傾向あり。

此點に於て日本は必しも現時の支那を笑ふべからざる弱點を有す。現時の支那を論ずるもの其官吏試驗法が富豪の爲めに利用せられ

（一）人を雇ひ已に代りて文章を作らしめ、

（二）主試に贈賄し作文の書を携へて試驗場に入り、

（三）主試に贈賄し試驗場に入らずして却て名を高第に上ぼすものあり。

大に錢神の威力を逞くせしむるを以て支那國運の衰微は實に此に根せりと爲す。而も是は日本の議員選擧に於ても同樣にして一に錢神の加護に賴らざることなし。今の議員やゝもすれば藩閥打破、政黨內閣樹立を說く。其言甚だ聽くべきに似たり。而も議員の出身既に多く賄賂、請托に成る。是れ豈豚を抱きて臭を忘れ、却て他人の臭を論ずるものに非すや。

宜しく今に及んで其改良を計らざるべからず。

之が改革案として普通選擧法の必要を說くものあり。

或は普通選擧法を以て衆愚政治として之を非難するものあり。

カライル曰く群衆の注意を以て其呼吸する空氣とするものは眞の英雄に非ず。又曰く臣民なき王は或事を爲し得れども王なき臣民は何事をも爲し得ず。人は嚮導者を要す。又曰く所謂「マジョリティ」（多數）とは重量と威力との謂ならざるべからず。人頭の謂なるべからず。

クロンウエルも亦人望を輕蔑したるものなりき。彼れは衆愚政治を非難するものなり。彼れが愛蘭及び蘇格蘭の再度の戰役より歸旋するや、人民は儀式の華麗と熱心の表情とを以て之を歡迎せり。クロンウエルは之が爲めに少しも其冷靜なる心を動かさず。同行したる友人の耳にさゝやきて曰ひき。卿は此群衆を見、此叫喚を聽きたり。されど余にして若し刑架に上る

ために此處を過ぐるものならんには、群衆は更に多かるべく、叫喚は更に盛んなるべきなりと。諺に曰く大聲は俚耳に入らずと。人望は時としては愚劣の反影たることも無きに非ず。

されど現時に於て普通選擧制を布くの已むべからざる理由あり。他なし

（一）國民皆兵役に就くの義務あり。爾は國の爲めに生命を献せよ、而も爾は國事を議するを得ずと云ふを得ず。

（二）紳士級（即ち富民の階級）漸く政權を壟斷し天下の權一方に偏重し、平民級は政權外に疎外せられんとするの傾向あり。之に對して融通の道なきを得ず。

（三）富豪其威力を頼んで代議機關に自己の私人を闖入せしむる危險あり。國權是に於てか尾大不掉の傾向を生ず。之を救濟するの道を講せざるべからず。

（四）現時の選擧民は其數少きを以て賄賂請托甚だ行はれ易し、其數を多くして弊源を杜絶するの必要あり。

此等の理由あるが故に吾人は普通選擧制を布くべきことを主張す。されど之れと共にカライルの言も亦傾聽すべき價値ありと信ず。

たとへば論者は普通選擧制を取れば直ちに富豪の勢力を打破し得べしと說くと雖も吾人はしか樂天的なる能はず。民衆は聰明なる批評家に非ず。富豪若し盛んに新聞記者演說者の類を使嗾し「ラッパ」を鳴らし大鼓を叩く時は人望を標準とする人物相場の亂高下を來たすこと決して難からず。現に有心故造故らに他人を中傷せんとする新聞記事の往々にして正人君子を不人望に陷らしむるの例多きことを以て之を察すべし。著書の如きも出版者に金力ありて無恥なる自讃の大廣告を爲すときは庸手に成りたるものと雖も、多數の讀者を得ることなきに非ず。此點に於て民衆は寧ろ富豪の好餌たり易きものなり。

故に吾人は階級的普通選擧制の最も時宜に適したるものなるを信ず。

其法たとへば五十人を選出するを以て一選擧區とし人民を五級に分ち

第一級の選擧民は大學の教育を受けたる丁年以上の男子とし十人の議員を選出せしむ。

第二級の選擧民は中學以上の教育を受けたる丁年以上の男兒とし同じく十人の議員を選出せしむ。

第三級の選擧民は直接國稅五圓以上を收むるものとし同じく十人の議員を選出せしむ。

第四級の選擧民は直接國稅を收むるものとし同じく十人の議員を選出せしむ。

第五級の選擧民は丁年以上の男子とし同じく議員十人を選出せしむ。

此の如くせば智識あるもの、財產あるもの各其代表者を議會に出し所謂愚民政治たるを免るゝと共に最下級の民衆も亦自己の代表者を出すを得るを以て徒らに不平を呑むの怨なかるべき歟。或は人民は平等なり。多數の人民にして其代表者を出すこと多からざるは偏頗なりとの說あるべし。而も吾人は此の如き平等論の殆んど無意義なるを

感ず。吾人は平等論の爲めに選擧權擴張を唱ふるものに非ず、吾人は選擧の情弊を打破し、議政の任に適當すべき人物を得んが爲めに之を主張するものなり。

(七) 物質的滿足

共同生活の大義は家人父子の情誼を以て人心を固結するに在り。而して之を爲さんが爲めには賢者をして位に在らしめ、能者をして職に在らしむるに在り。如何にして人才を得べきや。是れ最初の問題にして、而も最大なる問題なり。之に次ぎて起るべき問題は如何にして人民に物質的滿足を與ふべき乎是なり。

孟子梁の惠王に告げて曰く五畝の宅、之に樹るに桑を以てすれば五十のもの以て帛を衣るべし。雞豚狗彘の畜、其時を失ふなくんば七十の者、以て肉を食ふべし。百畝の田其時を奪ふなくんば、數口の家以て飢ゆることなかるべしと。

孟子又曰く明君民の產を制し、必ず仰で以て父母に事ふるに足り、俯して以て妻子を畜ふに足り、樂歲には終身飽き、凶年には死亡を免れしめ。然して後驅りて善に

之かしむ。

鼂錯漢の文帝に謂つて曰く腹飢えて食を得ず。膚寒くして衣を得ずんば慈母と雖も其赤子を保つこと能はず。君蚤んぞ以て其民を有せんや。故に民を農桑に務めしめ、賦斂を薄くし、儲畜を廣くし、以て倉廩を實て水旱に備へしむ。故に民得て有つべきなり。

人民は自から其衣食の道を講ずべく、國家は之れと何の關渉なし。貧富の運命は人民自から取る所にして國家の知る所に非ずと云ふは我先皇先民の道に非ず。ベンダム、ミルの徒又曰く

國家の目的は國民の最大多數に最大多量の幸福を與ふるに在り。

國を治るは先づ之を富饒にするに有り。管仲が衣食足りて榮辱を知ると云ひ、孔子が人民は先づ之を富ましめて、而る後に之を敎ふべしと云ふも亦物質的滿足を以て急務とするものなり。是に於てか社會政策なるものを生ず。

(八) 昔の社會政策と今の社會政策

奈良平安朝時代の社會政策に就ては吾人嘗て之を論じたり。

大要

(一)土地に關しては國有主義を取り、國司等地を撿し或る時期を限りて人民に口分田を授け、私墾田を制限して兼併の弊を防ぎ、山林藪澤の利は公私之を共にして權家の之を獨占するを禁ず。

(二)租稅は單に之を內外の政務に用ひたるみのみならず、併せて之を運用して民間の利濟を計れり。たとへは米穀は之を中央政府に集めずして地方の倉庫に貯へ凶年飢歲には之を糶して穀價を平にし、平時に在りては薄利を以て之を人民に貸與し以て其利穀を收めたるが如し。卽ち近世的の意義に於て之を言へば政府自から銀行業を營みたるなり。常平倉の如きも當時に於て行はれたりき。

(三)土地國有を以て原則としたるを以て、政府は又土地を利用し其生產力を增加せ

しむるを以て自己の任としたり。即ち諸國に勸農の主任官を作り、（天平神護元年、地を撰んで官牛を放牧し、凶年の時には民間に供するに種子を以てし、平時に在りては、人民を使役して溝渠を堀り、河道を改め、堤防を修し、池を築く等の事に從へり。

（四）政府は又人民の私貸借に關渉し高利を禁じ、時としては債務を解放したり。幕府時代に於ても亦政治家にして直ちに人民の經濟的狀態に向つて其經綸の手を着けたるものあり。

徳川吉宗。徳川光圀。池田光政。野中良繼。細川重賢。上杉治憲等の治績を見よ。古代の社會政策は多く失敗したるにも關はらず、徳川時代の諸侯が其領内に行ひしものは多少の成功を見ざるは無し。然る所以は知り難からず。古代は交通機關の完全ならざりしを以て國家神經の感徹鋭敏ならず。善意の法律と雖も之を實行する官吏の能力に乏しきが爲めに往々にして失敗に歸したれども、徳川時代の諸侯に在りては其領域

比較的に狹小なりしを以て君侯自から機關全部の運行を監督し得たるを以てなり。

アダム、スミスは土地國有の利益なきものなることを論じ最も懶惰なる一個人も、最も勉強なる君主の僕よりも土地耕作の監督者としては適任なり。大不列顛の御料地（王家所有地）は私有地ならば同額の土地より納め得べきもの、四分一を收納するに過ぎず。御料地にして若し今よりも更に廣からば、其管理法は更に拙劣を極めたるものとならんと云ひ。政府の直接に生產事業に手を着くるを非難し、商人と統治者（君主）とは一致すべき性格に非ずとなし、東印度會社の商人的根性は該會社をして拙劣なる統治者たらしめ、其統治者的根性は該會社をして拙劣なる商人たらしめたりと云へり。而も其議論の根據は官吏は商人たるに適せずと云ふに在りて國家は自ら人民の生產機關に干涉し得べしてふ原則を非難せるものには非るなり。王安石の社會政策に對して痛擊を加へたるものは蘇軾なり。彼れはアダム、スミスと同じく官業の成功すべからざる理由を以て官吏の經濟的能力なきに歸せり。彼れ

嘗て均輸の新法を論じて曰く

夫れ商賈の事は曲折行ひ難し。其之を買ふや期に先ちて錢を予へ、其賣るや期に後れて直を取り、多方相濟し、委曲相通じ、倍稱の息、此に由りて得。今や官の是物を買ふや必ず先づ官を設け、吏を置く。簿書慶祿あり、費を爲す已に厚し。良に非んば售らず。賄に非れば行はれず。是を以て官買の價は、民に比すれば必ず貴し、其賣るに及んでや弊復た前の如し、商賈の利、何に繇りて得ん。

彼れの非難したるは新法の原理（即ち社會政策の原理）に非ず。之を應用すべき官吏の不能力なり。

國の領域廣くして交通機關の幼稚なる時期に於て國家自ら生產業を營まんとする時は其官吏の數も多く上司と下司との間隔多きが爲めに各種の弊害を生じ、爲めに失敗を免れざることあるは蓋し已むを得ざる數なりと雖も、而も當時に在りても領域の狹小なる地に在りては此制度は比較的に成功したり。

たとへば奈良平安朝時代に於ては中央政府の政治は必しも歎美すべきものに非しも諸國司の政績に至りては大に人民の利益を增進したるものあるが如し。即ち治者の監督が行はれ易き地に在りては農桑を勸課し、倉庫を積實し、城隍を修理する等の事、皆善く其政績を擧ぐるを得たり。王安石の新法の如きも彼れが一縣の知事として縣內に之を施行せしことさは人民之を便なりとしたり。德川時代に於て諸侯の此政策に成功したるもの多きも亦其土地の狹きが爲めなり。

然るに今や天下の勢は一變す。昔しは生產は個人的家庭的の事業にして、政治宗教の如き組織的の事業なりしに、今日に至りては生產も亦個人的、家庭的の事業たる位置を脫し組織的の事業たるの位置に進めり。第十九世紀の下半期は大資本の集中して、組織的に營利事業の經營せられたる世なり。即ち資本は之を管理すべき自己の政府と自己の政治を有するもの、運轉する所となり、個人的の經營より組織的の經營に移りたり。

昔し天下の實力が土地に在りしときは自由競爭の結果として大地主を生じ、大地主は其土地を管理せんが爲めに奉行、代官を置き、他人より土地を侵蝕せらるゝを防ぐ爲めに兵士を養ひ、此處に諸侯を生じ封建政治を形造れり。

既にして土地が唯一の實力たりし時代は一轉して資本が土地よりも勢力を有する時代となりしに至つて封建制度は根底より瓦解し、資本家は勢を得て自由競爭に從事し此に大資本家を生じたり。而して大なる土地の個人的に經營すべからざるが如く大なる資本も亦個人的に經營すべからざるを以て大資本家は其資本を運用せんが爲めに人才を其門に集め此に一個の政府を形造くるに至れり。彼等が一個の王國たり、一個の政府たる狀態は、吾人が曾て「三井王國及び岩崎王國」の一篇に於て論じたる所に依りて明かなり。

恰も宗教事業が羅馬の時代に於て個人的の事業より一轉し、政治と同じく一種の組織的機關（即ち所謂宗教政治）に依りて運用せらるゝに至りたる如く、生產事業も亦國家の組織に類したる統一的機關（之を資本家一家の政治と稱すべし）に待ちて行はるゝに至れり。即ち生產事業も亦自己の外交を有し、內政を有する國家以外の一政治となれり。是に於てか生產機關と政治機關とは全く類似したるものとなり、生產機關は其組織を政治機關に摸擬せんとす。是れ現代の傾向なり。されば今日に於ては政治機關に使用したる力を用ひて生產機關を運轉せしむるも必しも山中の民に水練を強うるが如きものに非ず。善き官吏は善き支配人たるを得べく、善き支配人は又善き官吏たるを得べし。此點に於てアダム、スミスと蘇軾の官吏不能力の說は根本的に覆へされたるものなり。

且交通機關の發達は政治的神經の中樞と末梢との感應を銳敏ならしめ官吏の不能力、不活動の如きは直ちに之を醫療し得べからしめたるを以て今日の一國は猶ほ昔しの一縣の如し。社會政策は又其施行すべき區域の廣大なるが爲めに機關各部の摩擦に依りて其目的を誤ることを患ふるの要なし。

若し世界を合して一個の共同生活體となすを得ば關稅政策は勿論無用のものなるべし。されど不幸にして世界は未だ一個の共同生活體なるを得ずして大小數百個の共同生活體が互に其生存を競ふ所なり。他の語を以て言へば諸國は各〻國としての生存競爭に從事しつゝあり。社會主義者の如きは世界は唯紳士級と平民級の爭なり。萬國の平民級は相合して萬國の紳士級と格鬪すべしと主張すれども、殊に知らず。國家と國家、民族と民族との爭は更に激甚なるものあることを。是は蓋し何人も否定するを得ざる所なるべし。

たとへば米國の白人勞働者は黃人種の自由移民を以て自己の利益を侵害するものとし、勉めて其來住を妨害せんとし、濠洲も亦白人濠洲の輿論盛んにして異人種を排斥するに汲々たり。

暫らく國際間に於ける武力の壓制を問題外とするも、若し貿易を個人の自由に放任し

て國家毫も之に干渉せざらん乎。吾人は或る國に於ては其結果の頗る寒心すべきものあるを知るなり。そは明白の理由あり。他なし現時は大資本家の威力甚しきを以て若し國人の抗敵し難き巨大なる富を使用し得べき外國人ありて競爭を試むるときは國人は直ちに生產界の敗者となり其產業を失ひ、從つて零落喪心の悲況に陷るべきことなり。

猶ほ一國內に於る大資本家と小資本家の競爭により生ずる結果に殊ならざればなり。近時米國產物の歐洲市場を壓倒し獨逸皇帝をして危險を感せしめつゝあるは之が爲めなり。

一國の富豪が其國內に於て自己の富力を用ひ生產界を蹂躙し兼併の勢を爲すを以て憂ふべしとせば、他國の之よりも大なる富豪が之よりも更に偉大なる勢力を以て內國の生產界を蹂躙し、我人民をして盡く〳〵獨立の生產者たる位置を失はしむるは是豈國家の深憂大患に非ずや。

たとへば邏羅、ビルマ、若しくは合衆國南部に於て荒漠なる土地に大農政策を施行

し盛んに廉價なる穀物を日本に輸送するものありこせよ。日本の小數なる商人勞働者は或は之を歡迎すべし。而も日本の農夫は之が爲めに非常の打擊を蒙り、地價は之が爲めに低落し、最大多數の人民は之が爲めに購買力を減じ、其結果は農民の離散となり。國民意氣の消沈となり。國家の運命は危殆を感ずべし。或は是れ唯一時の現象にして世界の大局より見れば國民が其產業を他の有利なる事業に換ふべき過渡の一事態たるに過ぎずと云はん乎。されど獨立の地主は之が爲めに獨立する能はざる勞働者と變ずべく、而して外國大富豪の壓制は遂に人民をして其獨立營業の氣力を恢復する能はざらしめ日本を擧げて經濟的に他國の一州たるに終らしめん。其狀恰も都會に近き農民の富豪に對して債務を負ひたるものが零落を免れざるに近かるべし。

且夫れ一旦武力的格鬪起らん乎。一國にして若し自ら其人民を養ふべき糧食を有せざるときは直ちに敗北を免れず。爲めに倍す自國人民の經濟的發展の地を縮小せしめらるゝの憂あらん。

德川家康は善く此理を知れるものなりき。彼れは士人の俸祿には貨幣を用ひ、穀物を供するを止むべし。斯くせば江戸に穀物を運搬するの要なからんと建策したるものありしも之を用ひず。國家を治むるものは國家の上より見を立てざるべからず。穀物は依賴すべし、平時に在りて諸國の穀物を江戸まで運送せしむるは拙策の如くなれども非常の時を思へば勢此の如くせざるを得ずと云へり。世界を一家と見做し、自由貿易の原理に從ひ、競爭の自由に任せば日本の米田は或は變じて桑園となるべく、製造所となるべく、かくて日本は其國內に吸收する貨幣の高に於ては必しも昔に讓らざるを得べし。されど一旦外國と交戰し、運輸の便を缺くに至らば日本人民は直ちに飢餓を感ずべきなり。目自由貿易の說は自由獨立なる競爭の行はれ得べきことを豫期したるものなれども、生產界の既に大富豪の手に移りたる

今日に在りては其競爭なるものは實は自由獨立の意義を失ひたるものたるに於てをや。

是に於て平關稅政策は實に已むべからざるなり。即ち國家の關稅政策に依りて外國資本家の壓倒より內國人民の獨立營業を保護せざるべからず。

（一〇）領土聯合

關稅政策は領土擴張若くは聯合と相待ちて其用を爲すべきものなり。何となれば國は或る一定の領域を有するに非れば自國の內に於て自國の用を足すべからざればなり吾人は此故に領土の擴張若くは聯合を主張す。

吾人は共同生活の原則は國家が或る大さの領域を有するに非れば到底實行し難きものなることを知る。其理由左の如し。

（一）國防の點に於て　現時の國防に於て最も大なる必要條件は人口なり。今や世界の大國は各巨大なる人口を有し、之を材料として武備機關を作り、事あるときは即ち之を用ひて他國を壓倒す。人口の少き國は如何なる點より見るも他國の恩惠に賴らざるを得ず。白耳義、瑞西の如きは唯西歐諸國が其權力平衡の爲めにしばらく其存在を許すに過ぎず。佛國も亦人口增加律の低きに依りて其威力を減じたり。夫れ人口を多からしめんとは勢、或程度まで領土を擴張せざるを得ず。

（二）他國の經濟的壓制を免れんが爲に　國の領域小なれば工業、商業相待ちて發達するの機會少く、勢ひ國內に於て國民の需用を充たすを得ず。遂に他國の經濟的壓制を蒙らん。故に關稅政策を堅實に維持せんとせば必ず大國たるを要す。ヴエニスが亡びたるは其領域の狹少なりしが爲めなり。

（三）他國の大富豪と戰はんとせば、國家は之と對抗すべき富を料理する實力あるを要す。而して此實力の要求は勢ひ領土の擴張を必要とす。

人或は領土の擴張若くは聯合を以て政治的慾望に過ぎずとなす。而も現時に在りては是は經濟的要求なり。共同生活の原則を實現する所以なり。

現時に於て小國に在りて關稅政策に依り他國の經濟的競爭を抑へんとするは是れ唯國民を苦しむるに過ぎず。何となれば小國は物質に乏しきが故に是を以て孤立せんとせば人民は貧乏に甘んぜざるを得ざればなり。唯大國にして始めて關稅政策を利用し國民の產業を鼓舞し、富の融通を國民の間に圓滑ならしむることを得ん。是れ領土擴張若くは聯合の已むべからざる所以なり。

今後韓國にして若し經濟的に日本と聯合し、關稅同盟を結ばゞ即ち彼是共に利益を得べし。然らずして韓國若し自己の關稅を有し、經濟的に孤立せば、是れ韓國に在りては小國が關稅政策を取るものにして其結果は人民を苦しましむるに過ぎざるべきなり。されど吾人は日本たるものは自ら武力に依りて領土の擴張若くは聯合を強ゆべしと主張するものに非ず。東亞諸國が强國勃興の現時に於て其祖業を失墜せざらんが爲めに日本と聯盟して經濟的に大資本國の壓倒を免るゝの覺悟を爲さんことを希望するのみ。吾人の志はナポレオン一世が英國資本家の壓倒より歐州を救濟せんとして大陸同盟を唱へたるに同じ。其目的は其同防衛に在りて侵掠に在らざるなり。

（一一）人口論

昔しは戶口の增益を以て國司の良績としたり。中世に至りて人口の增加を患へて之を制限せざるべからざるを論ずるものあり。されど今日に於ては人口に對する識者の觀念は復古し再び人口の增加を以て國家の急務とするに至れり。

古人は民の多寡を見て國の疆弱を知るべしとなしたり。唐の大財政家劉晏は戶口滋多なれば賦稅自から廣しと稱し、其財政の根本義を愛民の敎理に置きたり。

近時マルサス人口論を唱へて其無限の繁殖を節制せざるべからざるを說く。而も是れ世界を一家としたる經濟的見地に於て言ふべきのことのみ。若し國家の自足自奉を以て經濟學の目的とすれば勢ひ人口の增加を主眼とせざるを得ず。何となれば人口增加するにあらざれば國防も堅固ならず、生產に必要なる勞力も缺乏を感ずべければなり。見よ羅馬は人口の減少を來したるを以て直ちに其衰亡を始めたるに非ず

や。

如何にして人口を增殖すべきや。昔しは懷胎の婦人を保護し其夫の租稅力役を免じたることもあり。孤兒を養育するの法を設けたるものもあり。獨身稅を課して婚姻を奬勵したるものもあり。是皆救時の一術たるを失はざるべしと雖も更に其根本に溯りて之を論ずれば人口の減耗を來たすもの國民の貧富懸絶して富めるもの徒らに飽き、貧しきもの飢寒に瀕するより來らざるは稀なり。羅馬の人民自ら其土地を耕さず奴隷を使役して農業に當らしめ、自己は則ち都府に在りて懶惰の生涯を送るに至つて人口は漸く減少の徵候を呈せり。佛國現時の人口が其增加の率を減じたるも、「アングロ、サキソン」人種が近時に至りて意外にも人口增加の率、昔の如くなる能はざるも、亦唯一方に於て大富豪を生じ一方に於ては糟糠にだも飽かざる貧民を生じたるに依らずんばあらず。

昔しは熊澤蕃山、武士の城下に集りて身體虛弱となりしことを論じて曰く

武士、農と別れてよりこのかた、身病み手足弱くなりぬ。心ばかりは勇むとも、敵にもあはで疲るべく病死すべしと。

荻生徂徠も亦曰く

武士ども御城下にて生長するゆへ、筋骨日々弱く、奢侈日に長ず、妻子も繁華を見習て繊縟に怠る、其人の生みたらむ子など厄弱なるまじきやうあらむ。

今や都會に集るもの獨り武士のみならず。剛健なる田舍の人民も亦都會に吸收せられて其汚穢なる空氣を呼吸せざるを得ざるに至り、エドウィン、チャドウイックをしてハワードが其牢獄に於て記したるよりも甚しき悲慘の狀態はリバプール。マンチエスター。リードの貧民窟に在りと云はしめたり。即ち健康なる田舍の人民は日々都會に集り、殘酷なる生存競爭の結果、其多數は牢獄に均しき貧民窟に墮落し、然らざるも不健康なる大都會の生活を營まんとするなり。吾人は窃かに人口の增殖を防害すべきもの之より甚しきは無きを憂ふ。

風俗の奢侈が一個人の生活費を膨脹せしめ從つて婚姻を難からしむることも亦人口の増殖を防碍すべき最大なる理由なり。奢侈とは偏倚せる消費なり。一家に平分して費すべき收入を主人のみ偏用するは即ち奢侈なり。世を擧げて外觀の粧飾に專らにして、而して貯蓄心に乏しきときは勢ひ家を成すを得ず。吾人は日本近時の風習を見て窃かに其人口増加率に影響せんことを恐る。

支那の俗は子孫なきを以て不幸とし、子を生むを以て人間の最大なる義務となせり。基督敎は人類に蕃殖の義務あることを敎ふるものなれども西歐の人民は子孫あるを熱望すること支那人の如くならず。從つて子を生むを以て道德上の義務なりと感ぜざるが如し。されば國民の信仰も亦人口の増減に關す。日本人は妻を娶ることを以て人間の必ず爲すべき義務なりと信じ且婚禮も亦歐米人に比して質粗簡單なり。故に女房と疊は新しきを善しとすと云ふが如き諺を生じ、輕しく娶り、輕しく離婚するの風あり。人或は是を以て日本人を譏るものなきに非ず。而も吾人は日本人の短所、此所に在るが如く、長所も亦茲に在りと信ぜり。歐米人の結婚を見るや日本人に比すれば甚だ細心なり。男女共に相應の財產あり體面ある家庭を作るの目途あるに非んば容易に婚姻せず。故に其資なきものは曠夫怨女たるに終らざるを得ずと云ふ。夫れ婚姻の性質たる何ぞ此の如き細心を要するものならんや。男女相愛すれば則ち足れり。子孫の計の如きは家を爲して後と雖も之を爲すに難からず。先づ財產を量るに非れば結婚せざるが如きは決して之を美風と云ふべからざるなり。

人或は言はん。思慮なき結婚を奬勵するは徒らに窮民を作るに過ぎずと。是れ人生の快樂は必ずしも大廈高樓に在らざることを解せざるものなり。且世の窮民なるものは多く子孫あるものに非ず。却て子孫の扶持なきものに在り。兄弟子孫多きものは一旦之が爲めに窮乏に陷ることありと雖も相依り相助けて必ずしも他人を煩はさゞるもの多し。窮民は應さに子なきを憂ふべし。子あるを以て患とすべからず。人の子多きものは必ず慈悲あり、必ず恒心なり、必ず勤勞す、親子の情を解するものにして始めて

共同生活の意義を解すべし。吾人は何の點より見るも獨身を奬勵すべき理由なきを見るなり。

（一二）富豪の兼併を抑ふべし

我奈良平安朝の政治家は富豪が山川藪澤の利を獨占するを禁じ平民をして自由に之を利用するを得せしめ、且私有地の膨脹して貧富の懸隔甚しきに至らんことを恐れ、國家の威權を以て之に干渉したり。則ち土地は之を國有とし、人口を計りて班田を行ひ、私墾田は其區域と占領の時期とを限りて之を許したり。而るに近世に及んで一般に土地の所有權を認識し、其賣買を公許するに至れり。古人が此の如く土地國有の原則を堅把して放たざりし所以は之より先き支那に於て土地の賣買を許したるより生じたる苦き經驗を反覆することを欲せざりしを以てなり。支那にては秦の時、始めて人民の土地所有權を認識し其賣買を許したるに忽ち富豪の兼併を來たし富めるものは田、阡陌を連ね、貧しきものは立錐の地なきに至り、其結果浮浪の民を生じ、遂に天下の亂階となりき。是に於て乎。之が反動として富豪の兼併を抑ふるの策を取りたり。夫れ一方に巨室富家あり、貨財を兼併し、奢侈を極め、士大夫に交通して暗に政權を自己の掌中に弄し、他方に貧者ありて父子流離し、生を養ひ、死を送るの具を闕き、孤獨廢疾のもの其天年を終うるを得ざるに至らば是豈國家の命脈を傷くるものに非ずや。羅馬は此の如き情態に陷りたるが爲めに其政治の腐敗を招きたり。現時の支那は其人民が此の如き貧富懸隔の狀態に在るが故に其法律は錢神の蹂躙する所とならんとす。古人の之を深憂大患としたること亦宜なりと謂ふべし。

人或は言はん。諺に曰く浮世は廻持なりと。貧富何ぞ常あらん。勤勉なるものは富み、懶惰なるものは貧し。猶ほ環の端なきが如し。人民の自由競爭に一任せば自然の乘除自から平衡を得るものあらん。何ぞ國家の干涉を要せんやと。是れ近世の自由放任主義を生じたる所以なり。然れども世運は既に一變せり。今や自由競爭は名のみにして、富豪の兼併は愈甚しからんとす。

（一）應用科學は、大機械の發明を促し、大機械の發明は大工場を生じ、大工場は資本の集中を生じ此に大富豪を現出せしめたり。

（二）大富豪は自己の政府を有し、自己の王國を有す。之を管理する爲めには天下の智勇辨力を其一門に集む。其勢力の容易に打破し難きこと猶ほ昔しの大名の容易に倒し難きが如し。

（三）大富豪は此堅固なる組織に依り小資本家を壓倒して其獨立を失はしめ勞働者の死命を制して其一私民たらざるを得ざらしむ。

（四）故に今日に在りては小資本家及び勞働者は其一個人の力を以てしては到底大資本家に對抗する能はず。大資本家に對抗し得べきものは唯大資本家あるのみ。然るに大資本家は自己に此弱點あるを知るが故に聯盟して競爭を避く。即ち所謂「トラスト」「シンジゲート」の如きもの是なり。此の如くにして小資本家及び勞働者は全く獨立自由の空氣を呼吸し得べからざるに至る。

富豪の壟斷、唯經濟上に止まらば猶ほ忍ぶべし。其富力を利用して自治機關を爪牙として進んで代議機關を奪ひ、國家を擧げて自己藥籠中の物となすに至ては平民級に在るもの誰れか之に耐ゆるを得んや。是れ今に及んで救濟の策を講ぜざるを得ざる所以なり。

誤解する勿れ。吾人は富豪を敵とするものに非ず。吾人は大富豪の現出を以て恐怖すべき事態なりとせず。吾人は是れ寧ろ歷史的發展の結果已むべからざるものなりとするのみに非ず、却て共同生活の理想を實現すべき時期に數歩を進めたるものなりと信ず。

（一）小資本家が孤立散在して各生存競爭に從事しつゝある間は生產機關の精神は唯利己心のみ。一個人の滿足のみ。所謂町人根性のみ。

（二）大資本家の勃興するに至つては生產機關は此の如き小さき利己心に依つてのみ

運轉せられず。其資本を運轉するには政治の才を要し、慈悲心を要し、節制を要す。即ち生產機關は人情の全部が活動するに非れば運轉すべからず。

(三)例せば大資本家が自己の王國(即ち生產機關)を支配せんが爲めには人才を要するが故に天下の智勇辨力あるものは各〻彼れの爲めに其能を致すを得。其社員を待つには人情を以てせざるを得ざるが故に此に道德を生ず。故に生產機關の活動する目的は固より營利に在りと雖も、機關の健全を維持するには必ず仁義に依らざるを得ざるなり。社會主義者の富豪を仇敵視するものは此見易きの道理を看過したるものなり。

大富豪、若し其位置を維持せんとせば禮を厚ふして天下の人才を招致し、人情を基礎として其社員、勞働者を待たざるを得ざるが故に大富豪の勃興は寧ろ慶すべきものなり。されど諸侯は仁義を以て其國を維持すべきを通則とするも其威力を賴んで往々不仁不義の壓抑を人民に加ふるものあるが如く大富豪既に競爭を杜絕して天下の富を壟斷する時は時として其勢力を濫用して橫暴を逞うすることなきを期せず。即ち其生產機關の底部たる平民級を壓倒し、殆んど人間として生活し得べからざる程の低廉なる賃銀を以て之を虐使するが如きことなり。是れ勿論大富豪自身に取つても其實自滅の策たるに相違なし。何となれば其無智の擧動たる恰も林を燒きて獸を獵し、池を涸して魚を取るが如きものなればなり。されど大富豪既に聯盟の形を爲して互に相扶助する時はかゝる殘忍なる徒と雖も猶ほ或る時期の間、其位置を失はずして之に使役せらるゝ平民は空しく怨を呑んで瘦死するものあらん。事是に至る共同生活を理想とする國家たるもの何ぞ之を座視するを得んや。應さに須らく手を下して彼是の間を和らげ、國家の赤子たる平民の爲めに其蘇息の道を計るべきなり。

且夫れ天下の勢は日に變ず。大富豪既に此の如き威力あり。彼れにして若し國家の權柄を壟斷せんとせば何ぞ必ずしも難事なりとせん。諺に曰く戀は力なり。されど黃金ば萬能力なりと。富豪若し所謂萬能力たる貨幣を散じて議院を買ひ、自治機關を買ひ、

自己の私人門生を以て其要部を占めしめ、斯くて金權と政權とを合して平民級に莅まば、平民級たるもの何を以て之れと對抗するを得んや。

是に於て國家は勢ひ富豪を駕御するの道を講ぜざるを得ず。其意要するに兼併の弊を破るに在りて故らに富豪を敵とし階級的憎疾を長せんとするには在らざるなり。

（十三）共同組合。勞働組合。

昔しは大諸侯の專横を極むるや。小諸侯は聯盟して一揆を作り以て之に當る。既にして封建制度の確立するに及んでは、他に市民なる一階級を生じて諸侯と對抗したり。平衡を求むるは人間の性なり。現代に於て大富豪なる一階級の突として社會の表面に浮び出でたるは是れ實に恐怖すべき現象なり。而れども之れと共に平民の間に在りては自己の小資本を合して大資本の壓制に對抗すべき共同組合を生じ、勞働者の自治自保を旨とする勞働組合を生じたり。是れ蓋し自然の勢にして人間社會が自ら平衡を求め、自ら社會的惡害を醫療せんとする自發的動作たるに外ならず。吾人は今の國家が

此の如き現象を看過せず。昔しの國家が大諸侯の專横に對して小諸侯の聯盟を保護し、諸侯の壓制に對して市民の權利を保護したるが如く、大富豪の勢力濫用に對して、共同組合、勞働組合を保護し因て以て社會の偏輕偏重を防がんことを希望せざるを得ず、是れ實に常今の問題を決すべき鍵なり。

何れの時代に於ても國家は少數の强者に對して多數の弱者を保護するを常とす。近江朝廷以前に在りては日本の國家は國司國造の威力に對して良民を保護し、（國家社會黨の宣言を見よ）德川時代に在りては日本の國家は諸侯の威力に對して平民を保護す。國家の背後には必ず民衆あり。民衆の輿望は國家の威力を增し、國家の威力は國內に於ける最も力量ある階級の專横を防遏す。此の如くにして社會の平衡を維持す。今や上に政府（則ち國家の機關）あり。中間に富豪社會あり、下に勞働社會あり。政府たるもの唯應さに勞働社會と相呼應して以て富豪社會の勢力濫用を矯正すべきのみ。人或は曰はん今の政府は富豪社會の政府にして勞働社會の政府に非るが故に是に向つ

て勞働社會の味方たるを望むは猶ほ本に依りて魚を求むるが如きのみ。社會主義者は此の如く信ず。されど吾人の見る所は之に反す。たとへば德川政府は諸侯の默諾若くは明諾に依りて日本の主權者たりしものなり。而も德川政府は其成立此の如きが故に必ずしも諸侯を助けて平民を虐するものなりと斷ずべからず。一たび諸侯の中心となりて之を統御するの位置に當れば則ち其權威を確實ならしめんが爲めに平民の援助を待たざるを得ず。是れ蓋し政府の性質として勢然らざるを得ざるなり。されば現時の政府をしてたとひ富豪社會の默諾若くは明諾に依りて其存在を贏ち得たるものならしむるも、既に民衆の中心となりて之を統御するの任に當れば則ち其權威を確實ならしめんが爲めに勞働社會の呼應を求めざるを得ず。夫れ統治權は自ら獨立ならんことを求むる性質あり。而して其獨立を得るの道は勢力の一階級に偏倚するを防ぎ其平衡を持するに在り。吾人は如何なる國家も其本能は此の如しと信ずるが故に社會主義者の爲に做ふて今の國家に絕望すること能はざるなり。況んや日本の政府は空中樓閣に非ず。哲學者の理想に依りて現出したるものに非ず。久しき歷史を有し、家人父子の情を以て國家と其細胞とを結合するものなるをや。吾人は此の如き國家が富豪社會の機關となりて勞働社會を壓倒し去るべしと信ずること能はざるなり。

（一四）社會政策

（一）土地の利用

昔しの國家は土地國有を本義としたるが故に自ら農業の大部分を營めり。大禹は自ら力を溝洫に盡くしたるを以て其德を稱せられ魏の史起は鄴の縣令となりしとき漳水を引き鄴の地を灌漑したりしかば人民は其成績を歌ひて

鄴に賢令あり、史向と爲す。漳水を決し鄴の傍に灌ぐ。終古の鳥鹵稻粱を生ず。

と云へり。或は溝渠を作り、水を以て鳥鹵の地に注ぎて沃野となすものあり。或は坡を造りて灌漑の用を廣くするものあり。或は排水の法を設けて霪霖の害を防ぐものあり。我奈良平安朝の盛時に於ては國家專ら意を此に致し、池を築き、溝を作り、土地

をして肥沃ならしめんことを計りしのみならず、凶年飢歳には人民に給するに穀物の種子を以てし或は土地を相して地味に適したるものを種へしめしことさへあり、凡そ農事の進歩改良に於て國家自ら手を下さゞるもの殆んど無かりしと云ふも可なり。

就中昔しの國家が最も意を用ひたるものは治河の政にして賢明なる政治家は數々之が爲めに其心を勞したりき。

昔時に於ける治河の政は左の數手段に過ぎず。

(一)築堤。

(二)河道を浚ふ。

(三)河流の自然に任じて之を塞かず。自ら川を成すを待つ。

(四)河流の傍に別に河道を作り、大水遽かに至れば之れに依りて水勢を殺ぐ。

(五)沼澤を河流の傍に存し秋水をして休息する所あらしむ。

(六)溝渠を作り、水勢を殺ぐ。灌漑に供し漕運に便す。

熊澤蕃山は更に山林を保護して水源を涵養すべきことを說きたり。其大學或問に曰く。諸國の堤の普請は俗に飯上の蠅を追ふと云ふが如し、今の地理の勢に叶はず。永久の道は山林茂り、川深くなるにあり。

既にして近世に至りて自由放任の說一世を風靡し、治河の一事を除くの外農事に關する國家の施設一旦殆んど廢絕に歸したりと雖も今や國家再び意を地力の養成に用ひ個人の力、能く爲す能はざる事業に向つて自ら其手を着くるに至れり。則ち農學校を設けて農業上の智識を養ひ、農事試驗場を建て、其智識を有效ならしめ、農會を設けて、農家の事業を組織的ならしめんとするが如きこと是なり。是れ固より良策たるを失はず。而も吾人は猶ほ國家の自から干涉せざるべからざる他の根本的問題ありと信ず。

他なし。小作人と地主との關係是なり。今や小地主、漸く減じて大地主なるものを生じ、而して之れと共に小作人の比較的に增加する能はざる傾向あるは看過すべからざる事實なり。

是れ土地の勞働者たる小作人の多數が都會に集りて製造所の勞働者と變するもの多く、小地主は進歩したる機械を用ひ有効なる肥料を用うる點に於て到底大地主と對抗する能はざるが爲めに漸く其獨立を失はんとするに基くものなり。

此の如くにして天下の土地を變じて小數なる富豪の手に歸せしめ、而して其品質漸く劣れる小作人をして之を耕さしむ。たとへば農家の智見日に上り、器械の精巧、日に進むと雖も吾人は地力の日に衰微せんことを恐るゝものなり。德川氏の時に在りては嘗て法律を以て農家が土地を賣買するを禁じたりき。是れ其意小農の獨立を維持するに在り。吾人は必しも我國家の之に倣ふことを欲するものに非ずと雖も、今に於て小農を保護するの道を講ずるに非れば日本國家の光景は次第に慘憺たるものあらんとす。是豈恐るべきに非ずや。

且日本現時の農事試驗所若くは農會の如きも其設置の意は固より善し。而も吾人は其爲す所の多くは迂濶にして民情に切ならざるものあるを見る。たとへば農事試驗場報告の如きは其文字佶倔にして農家の容易に解し能はざるものあり。農會も亦官吏の氣習を帶びて徒らに儀文の末に走り、自己が老農老圃たる位置を忘れたるもの、如く、民間より無用の長物を以て視らるゝものの少からずと云ふ。是れ蓋し法文徒らに具りて之を運用すべき人物に乏しきに依らずんばあらず。然らば則ち如何にして農業に關する國家の活動を具體的ならしむるを得る人物を得んとする乎。吾人に一個の訣あり。曰く。之を鄉黨の長者に求めよ。之を愛鄉心に富める老農に求めよ。而して專門の智識あるものをして其使役に供せしめよ。熱心をして智識を指揮せしめよ。德望ある長者をして學校を出でたる青年の智識を用ひしめよ。此關係を轉倒すること勿れ。今の農界の弊は白面の書生、經驗なきもの徒らに其新學を誇りて事業の中心に居るに在り。

（一五）社會政策（二）

道路及交通機關

羅馬人は大なる道路を作る人民なりき。而して地中海岸の主人公となれり。秦人も亦

大なる道路を作る人民なりき。而して六國を一にせり。

道路及び交通機關の完美なるは大國民に欠くべからざる資格なり。

奈良平安朝には驛路の法あり。且各所に國家の牧場ありて馬匹を養成し、以て通信機關を整理し、且之を有効ならしめたり、又道路には等級を定めて其修路の保全と改良とを計ることに怠らざりきと。支那に在りては古來驛車あり、驛騎あり、公文を輸送する書舍則ち郵亭なるものあり。

禮記に曰く季春の月、道路を開通す。夏令に曰く九月道を除き、十月梁を成す。孟子に曰く歲の十一月徒杜（方橋の徒行すべきもの）成る。十二月輿梁（橋の車輿を通すべきもの）成る。民未だ涉ることを病ひざるなり。漢の時は橋梁郵亭の脩らざるを以て縣令の不能と爲したり。

國家が古今ともに交通機關の保存と發達とを以て其重要なる政務と爲せし所以は數件の理由あり。

（一）國防の爲めなり。軍器、軍餉を迅速に戰場に送付するに非れば何を以て國防の目的を達することを得んや。孫武曰く千里糧を饋れば士に飢色ありと。交通機關の不完は國家の武力をして無効ならしむるを云ふなり。國防の目的として交通機關を整頓するは獨り近世のみならず。

（二）富の分配を圓滑ならしめんが爲めなり。昔しは租稅を中央に集むるを目的として道路を作りたりしが、後世に至るに及んでは富の分配を圓滑ならしめんが爲めに之を作れり。道路の未だ開けざりし時に於ては中央政府は戰時準備として中央の倉庫に穀物を貯蓄せざるべからず。從つて之が輸送の機關に心を用ひざるを得ざりき。

（三）中央政府と地方政府との交通を容易ならしむる爲めにも亦道路の整頓を必要とせん。

昔しの國家が交通機關を統理し各般の手段を以て其保存と有効なる發達とを計畫したる迹を見れば亦以て今日の政治家を警發すべきものなきに非ず。

例へば

（一）牧馬の事業を以て國家の任としたること。

（二）多く溝渠を穿ちたること。
（三）河川の連絡を計りたること。
（四）大川の河港に倉庫を作りたること。
（五）山を鑿ちて橋を架し陸運を通じたること。
（六）河道の改良を計りしこと。
（七）海運を開きたること。
（八）道路は必ず副機關を作り、有事の日に供へたること。
（九）國家の費用を以て地圖海圖及び地理書を製作したること。
（十）交通機關の統一と保全とを計るべき官司を置きたること。

支那に於ては在レ山者多窮。近レ水者多富の諺あり。其交通機關の主として水路に取るを以て貨財の流通圓滑ならず。從つて人民の富めるものは唯水鄉に限るを云ふなり。今や科學の應用は交通機關をして古人の夢想だもせざる高度の進歩に達せしめたり。而も今日に於ても交通機關の保存と發達とは直接若くは間接に國家の自ら任ずべきものたりてふ原則に至つては則ち變ずべからず。

（一二六）社會政策（三）

昔しは山林原野は多くは國有にして人民をして自由に之を利用せしめたり。或は其內を限りて王侯貴人の遊苑若しくは獵場を設置し人民の之に入ることを禁じたるものなきにあらざりしも、原則に於てはかゝる獨占地の多きを以て惡政となし成るべく之を開放するの手段を取れり。

而も人口の增殖して山林の漸く禿げんとするに至りて、自由伐採の方針は一變して保護の制に移り德川氏の時代に及んでは公領私領共に林木の保存と經營とを以て之を民間に委せず治者の自ら任すべき所となし。

（一）留山の制を設けて一定の山林を保護し、
（二）人民の共有林、若くは一個人の私有林と雖も其喬木たることの隣村まで知れ渡りたるものゝ如きは地頭代官之を其官署の公文書に登記し、人民の自由に伐ることを禁じ、

因て以て林木の用を充たし、水源を涵養し、風雨を節制することを計れり。山林の經營が國家の命脈を消長せしむるものなるは殆んど常人の豫想に超絶するものあり。

（一）山に林なければ、山上の土を留むること能はず。

一たび大雨に逢へば砂礫を平地に流し、膏腴の地を變じて石田となす。

（二）山に林なければ土砂崩壞し、河道充塞して洪水の患を生ず。

（三）山に林なければ井水清冽なるを得ず。

（四）山に林なければ河に魚鼈の利少し。

（五）山に林なければ時雨の草木を潤すこと少く時候の寒溫を調和すること能はず。

羅馬は山林の濫伐に依りて其國力の衰微を來たし、西班牙葡萄牙も亦之が爲めに殆んど國家の傾覆を招けり。佛國は革命の後、戰亂相繼ぎ山林の制大に壞れ、久しく名勝の區たりし諸山の密林、悉く伐り去られしが爲めに諸川洪水の患を爲し人民の之を苦しむもの殆んど四十年なりき。

近時林學博士本多靜六氏盛に松林の害を論じ亡國の端をなすものなりと極言するに至る。此事獨り博士の創見に出でず。熊澤蕃山も亦曾て之を論じたり。蕃山曰く松山は山土田地ともに悪し、白地の草木のそだゝぬ所にも松は生付くものなり當分の蕃きに目付け後年の害をしらず。小松は根ふかくならぬ前に引すてゝよし。又曰く松にかゝりたる雨露は毒なる故に下木下草を生ぜず田畠に落入りて悪しゝ。又曰く松林には夕立雨も起らずと。蕃山は科學者にあらずと雖も、善く實驗者の說を聽けり。是れ其說本多君と一轍なる所以なり。

古今の經驗は、山林の經營は決して私人の自由に任すべからざるを證す。

（一六）社會政策　（四）

金融機關

富豪の經濟的に平民級を壓倒する所以は彼れが金融の權を獨占し市價を自由にするの力を有するを以てなり。

たとへば市場に於て割安の物あらんか。富豪は直ちに之を買ひ割高の時期を待ちて之を賣放つことを得べし。是れ其金融の機關を自由にし得るを以てなりで されど平民級は其財力極めて小なるを以て此の如きこと能はず。

平民級の資本は今日之を集め得て明日之を放たざるべからざる極めて餘裕少きものなるを常とするが故に賣るときは賣り急ぎ買ふときは買急ぐの傾向あり。是れ其遂に富人の乘ずる所となる所以なり。

而して富人は自ら賣買の時期を指揮し得べき自由の位置に立つを以て之を買ふや廉價の時に於てし、久しく蓄へて放たず、故らに市價を騰貴せしめて以て自家の富を增加せんと企つることあり。漢の武帝の大藏大臣たりし桑弘羊は此の如き狀態を見、國家の資本を以て富豪と對抗するの策を講じ、天下の要地に均輸官なるものを置き、物價の賤しきときは之を買ひて以て小資本家の賣急ぎて相場を頽すことを防ぎ、物價の貴き時は其買ひ置きたるものを放賣して以て大資本家の賣控へて以て故に物價を騰貴せしむるを防がんとし之を稱して平準法と云へり。此政策は王安石等の繼承したる所にして所謂常平倉なるものも其主義に於ては之に殊なることなし。

平準法の原則は完全なる金融の機關を具備せずして富豪の壓倒する所となるを免れざる小資本家を救濟し併せて富豪が市價を支配して其壟斷を縱にするを防がんが爲めに國家自から其資本を用ふるに在り。

昔しの國家は此の如くにして利權の全く富豪に歸するを以て國家の平安を害するものなりとし、國家が有する資本を利用して市場を緩和するの策を取りしのみならず。富豪が高き金利を以て民間の富を一身に集むるを防がんが爲めに國家自ら銀行業を營みたり。

奈良平安朝時代に於て國家が其租稅を以て人民に貸與したることは吾人嘗て之を論じたり。

王安石の靑苗法も亦錢を以て農民に貸與し、富豪の高利より彼等を救濟せんとするに在りき。

日本現時の勸業銀行、農工銀行なるものは其意全く靑苗法と殊なる所なきなり。

此精神は今日と雖も國家の繼承する所にして小資本家、勞働者の爲めに金融機關を具

へ富豪をして獨り市價を左右するの專橫に陷らざらしむるは現時の政治家の主として苦心する所なり。

（一八）社會政策（五）

專賣一法

專賣法は古今の國家が一稅源とする所なり。而して吾人は是れ實に理想の稅源なるべしと信ず。何となれば專賣法は獨り稅源たるのみならず。他の一面より見れば最も大規模なる生產機關の活動なればなり。

管仲齊の相となり鹽を以て政府の專賣とせしより支那政府は始終此大なる稅源に依れり、支那は政府自から鐵の專賣を行ひたることあり。

或は專賣法を非難し、國家が人民と利を爭ひ、官吏をして其不得意なる事業に從事せしむるものなりとするものあり。其必しも然らざるは前論既に之を盡くしたり。

（一九）都市社會政策

荻生徂徠人に與へて政治を論ずるの書に曰く、

經濟の論などを面白く思召し、直ちに政務に御取出し候事は穴賢く御無用と存候。おのれが知見小さなれば珍らしからぬことをも珍らしく思ひ已が量少きなれば知りたることははや取出して用ひたくなるものに候。是皆うはきの沙汰にて候。

社會政策善しと雖も要するに試驗中の事に屬す。直ちに之を天下に行はんよりは先づ之を都市に行ふに如かず。之を都市に行つて其驗を見、而る後徐に之を天下に行ふ未だ必しも遲しとせざるなり。

（明治三十八年十二月五日）

年の內に春は來にけり一年を去年とやいはんことしとやいはん今年とや云はんとは古今集の綱卷第一に在り。

社會主義は歷史の中に在り、獨り將來のものゝみにあらざるなり。過去の中に現在はあり。

現在の中に將來は在り。此意誰れか之を會するものぞ。

國家社會主義と社會主義

（一）　社會主義と國家社會主義

近頃板垣伯の談話なりとて或雜誌に記したるを見るに、國家社會主義は國家に社會政策を行へと勸むるのみなれば固より政治の主義とするに足らぬものなりとあり。伯の如き時勢の圈外に逸したる七十の老人に對して敢て議論を仕懸くる譯にはあらねど世間には猶ほ國家社會主義と云ふものを、間に合はせの臨機應變主義なりと思ふものも少からねば此所に少しく國家社會主義と社會主義との異同を論じて其誤を正すべし。

（二）　社會主義は一定の名に非ず

無學の人は社會主義といへば「ステロ」に取うたる活字の如く一定不變のもの、樣に思へども是は大間違なり。成程社會主義は政治學上の未製品にはあらず。社會主義者といへば其論旨も大抵は大同小異なれども、さりとて此處までが社會主義なり、此より

一步にても越ゆるときは社會主義に非ずと云ふが如く明白なる境界線あるものに非ず同じ儒者の學にても古學あり、理學あり、陽明學あり。其又同じ理學にても程伊川の學は必しも朱熹亭の學にあらず、張橫渠の說は遂に程明道の說に同じからざると同樣にて細かに分ければ色々の區別あり。後輩は必しも先輩に雷同せず。大體一樣の見解を有するものにても更に一々其人に就て之を論ずれば決して一から十まで同說なりとは云ふべからず。所謂柳は綠、花は紅にして千差萬別、異中に同あり、同中に異あり。和して同せず、妄りに同臭味のものに諛はず、各其主張を維持して討論研究を積むが故に、主義の穿鑿も益す進み、先輩の趣意も益す明かになるなり。たとへばカール、マルクスは所謂マルクス派の隊長にて獨逸社會主義者の泰山北斗と仰ぐ所なれども其マルクスすら一八七五年（明治八年）の獨逸社會黨大會の宣言には異論あり。自ら論文を草して其批評を試みたるに非ずや。且又マルクス、エンゲルス一派の立論にして世に謂ふ所の科學的社會主義の基本的思想とも云ふべき階級的爭鬪說の如きも近時相應の異

論ありと見へ現に一昨年八月和蘭國アムステルダムに開會したる萬國社會黨の大會に於ては此說に對する暗鬪の精神盛んにして反對五、棄權十二に對する二十五の贊成にて辛ふじて

各社會主義團體が其國の議會に代表者を出だすことは可認すべし。されど過去の社會主義者の政策たる階級的爭鬪を基礎とする方針を變じ現在の情態に對して讓歩せんとする如何なる考案をも非認す。

との宣言を議決するを得たりと雖も是れ猶ほニカア會議にて耶蘇教のオルソドックスに對し均しく寧ろ舊主義を保守するに傾きたる徴候あり。其すら二十五に對する十七の異論ありしを見れば社會主義者の或人々が殆んど神の法律同樣に信仰する教理すら猶同主義者中に異論なき能はざることを見るべし。其れを社會主義といへば必ず一樣なるものなりと思ひ消なす時は一樣に消なし、賞むる時は一樣に賞め、國家社會主義は社會主義に非ずなど知つた顏をすること氣の毒の至なり。

（三）社會主義は一定の名に非ず

國家社會主義者は社會主義といふ招牌を賣物にする譯にあらざれば社會主義といふが惡しとならば何とでも改め申すべきなれども如何せん。西洋諸國何れの國にても類名多し。獨逸の事は先日も述べたれば此處には言はず。但し同國には國家社會黨、一名鎗襟社會民主黨中の溫和なるものにして階級的爭鬪の教理を固執せず、普通の政黨と共同して國事に盡くすべきことを主張す。マルクス一派の社會主義者が何事も其教祖の御題目たる階級的爭鬪の原則に拘泥し、國利民福を計よりも寧ろ教理の爲めに喧嘩を事とするを屑とせず、名を取るより實を取れと出掛けたる者なり。獨逸の社會民主黨は必ずマルクス一流の人にのみ限れりと速了する人々に取りては非教理派社會黨の名は良藥なるべしと思へば此に記す。英國には社會民主同盟あり「フエビアン、ソサイテイ」あり。獨立勞働黨あり。佛國には政府社會黨。革命社會黨あり。其中に

て革命社會黨は現時の社會的狀況の下に政府の事業を分たんとするは臨機應變主義にして社會主義と稱すべきものにあらずと論ずれども、かゝる極端の社會主義者は議會に代表者を有すること僅かに十名に足らず。其の他の社會黨は現在の政府を助けて自己の政策を行はしめんとする者にして、平民新聞社などにて毎度攻撃する砂糖社會主義者の類なり。以太利の社會主義者も改革黨と革命黨の區別あり。社會主義者と稱すと雖も必しも喧嘩が好物と云ふ譯にはあらず。墺太利の社會黨は今日迄の現狀にては普通撰擧の運動に熱心なりしだけにて必しも共産主義の教理に固着するものにあらず。然らば則ち日本に於てもマルクス派を以て自から任ずる日本社會黨ある其傍に教理に拘泥するよりも寧ろ重きを實行に置かんとする國家社會黨あること決して怪むべきにあらず。且マルクス一流の社會主義者のみ我は社會主義者なりと云はんとするは彼より云へば所謂念佛無間、禪天魔、法華の一流いみが尊しと云ふ日蓮的政策にて、それも一策なるべけれども知らぬ他人がそれに和して國家社會主義は主義として

見るべきものにあらずと云ふは、看板爭の提灯持をするものめきたり。マルクス派の社會主義を代表する日本社會黨も元より立派なる一個の主義を有するものなり。されど國家社會主義も亦決して無主義の臨機應變黨に非ず。

（四）社會主義は飜譯的、國家社會主義は獨創的

然らば國家社會主義と社會主義、則ちマルクス一派の社會主義と我國家社會黨が日本に於て唱導する社會主義との差は如何なる點に在りやと云ふに、第一に論ずべきはマルクス一派の社會主義は言ふまでもなく直接若しくは間接（英譯の書に依りて）に獨逸より輸入したるものにして其思想は飜譯的なれども國家社會黨の社會主義は日本歷史の研究より生じたる獨立の思想なること是なり。勿論輸入思想なりとて決して悔るべきものに非ず。エメルソンの言ひたる如く歷史は一、人心も一なればマルクスの說を善く咀嚼し、之を日本の歷史に當箝たらば飜譯思想も直ちに獨立思想となるべきものにして、マルクス眼を以て日本を見、日本の事實に依りてマルクスの主義を說明すれば何

も差閊なき譯なれども最初が外國思想の移植より起りたれば先は概括して飜譯的とは云ふなり。之に反して國家社會黨の宣言書を見るに其思想の基礎を日本の歷史に取り歷史の指導に從ひ先皇先民の遺烈に依り、此に國家社會主義を唱ふといへり。勿論此宣言書を作りたる人と雖もマルクス一派の所論を知らざるにあらず、社會主義の何物たるをも預じめ合點し其頭にて日本歷史を解釋したるに相違なきことなれば是亦見方に依りては外國思想が日本歷史の解釋として現はれたるものなりとも云ふべけれども兎に角、立論の基礎を日本の歷史に置きたるが故に先づ以て獨立の思想と名づくべき歟。日本の社會黨が外國思想の飜譯を以て世の中に打出でたるは今の世には眞に時期を得たるものにして何事にても外國の事とし云へば珍重するが當節の習なれば靑年などは喜んで之に赴くべし。さりながら國家社會主義者が自國歷史の回顧を以て其第一歩を進めたるも是亦政策として價値ある行方なり。何となれば世の中には社會主義は我皇道に反し、我歷史に反し、我國體に反するものなりなど云ふ沒分曉漢あるが故に斯樣なる沒分曉漢を曉諭するには室に入りて刀を奪ふの策を取り、直ちに敵の中堅を衝くの要あればなり。さればにや國家社會黨の宣言一たび世に出でしより世間の人、復た國體と社會政策の衝突を解くものなく、社會政策も日本の國體と相容るべきものなるを合點し、社會政策に對する保守黨の憤怒に避雷針を供することを得たるは國家社會主義者たる我輩の窃に自から喜ぶ所なり。

（五）國家社會主義の歷史的見解。三元論。

然らば、國家社會主義者は日本の歷史を如何に看るやといふに、日本歷史は國家（主權者及び其代表者たる國家機關の全體を指す）と豪族と人民との三階級が國の內外の情況に依りて或は爭鬪し、或は調和し、依つて以て共同生活の理想を實現せんとしつゝ、ある動作の連續に外ならずと解釋するものなり。先づ大倭王の昔を申せば

（注）天皇御尊號の事は當時に在ては一にはスメミマノミコトと申しき。是れ其天孫たるを云ふなり。二にはスメラミコト又はスメラギと申しき。思ふに國家を統治し

たまふの意なるべき歟。或は「スメヨマノミコト」の省畧なるべき歟。三には、大王と申しき。後漢書に曰く「倭は韓の東南大海の中に在り。山島に依りて居を爲す。凡そ百餘國あり。武帝朝鮮を亡ぼせしより使驛の漢に通ずるもの三十許國あり。國皆王と稱し、世々統を傳ふ。其大倭王は耶馬臺國に居ると、是なり。當時の金石文に天皇を稱して大王天皇といふものあり。其大王と稱せられしこと見るべし。

主權者たる皇室あり。豪族たる國造、縣主、稻置あり。其下に人民あり。卽ち此時より既に明に三階級に分れ居し次第なるが此時外には漢半島より異人種の壓迫あり、內に隼人人種、アイヌ人種の跋扈あり。日本人民は此處に堅固なる共同生活體を作りて此等の壓迫に對して生存競爭の戰爭をせねばならぬ仕義となりしかば皇室は先づ此理想を實現せん爲めに一統政治の基礎を立てんとしたまひしかども此處に其障碍となりたるは例の豪族なり。此豪族則ち國造、縣主、稻置の類は當時漢人の王と稱したる人々にて、其人民を壓制することの甚しかりしは此等の豪族が人民に作らせたる墳墓の迹なりと云ふを見るに、中々大業なるものにて恰も埃及の「ピラミッド」を少しく小摸型にしたるもの、如くなるにても察すべし。且此豪族の內には帝都に近き大和の國に在るものにても猶ほ其邸宅を飾り皇室の宮殿と同樣なる「カツヲ木」を擧げて勅諚を蒙りしものありしことなどを考へ合はすれば其人民を威壓し、虐使したる有樣、想像に餘あり。然るに皇室に於てはかゝる豪族の專橫を許るしては國家の統一、卽ち其同生活の實現に害ありと思召したればにや人民は皇室の「ミタカラ」なり。豪族の苦使すべきものにあらずとて其奴隸の狀態を解放することに勉めたまへり。されば人民は「我は小王の私民に非ず。大王の御寶なり」とて豪族の壓制を免るゝことを得たり。古事記に雄略天皇の美輪河に到りませる時、河邊に衣洗ふ童女あり。其容貌甚だ麗しかりしかば天皇親しく之と語りたまひ之を宮中に招くことを約したまへりとあるを見るも其頃の皇室が人民に近く親しみたまひしこと察すべく、豪族の專橫に對しては皇室は常に人民の味方なりしこと聖德太子の憲法にも見へたり。是は太古の事なれども中古に

至りても此三級、(國家、豪族、人民)の關係は依然として易ることなく國家(此處には主權者及び國家機關の全部を指すこと勿論なり)、と豪族と人民は恰も巴の字の如く纏綿し或は敵となり、或は味方となり或は蛇と蛞蝓と蛙の如き關係となり、或は甲乙相合して丙と戰ひ、或は甲丙合して乙と爭ふ間に次第に共同生活の實現を見んとする傾向あり。概して曰へば國家は其健全なる時に於ては常に人民の味方にして豪族の敵なりしが如し。仔細は國家は社會の求心力にして集中、統一を旨とし、豪族は社會の遠心力にして分離、孤立を利益とする傾ありて、國家にして若し人民の援助を得ざるときは豪族の專橫を抑へ難き事情あればなり。されば天智以後の政治、則ち李唐の文物を輸入したる飜譯政治の時代に於ても宣命の文には天下公民の名を親王、諸王、諸臣百官人等の次に記るして敢て之を疎外にせざることを示したるのみならず、勉めて豪族の專橫を抑へ山林藪澤の利益を獨占することを禁じ人民の債務を政府の命令にて免除したることすらあり。殊に當時の政治に於て注意すべきは政府にて宗門の世話を

燒きたることなり。諸國に國分寺、國分尼寺を作り、僧官を政府より命じたるなど餘計の干渉にて物入も多く人民に取りては隨分迷惑なることの樣なれども、それは今の考にて昔を論ずると云ふものなり。其頃の天下より云へば國家が聖者の敎を保護し、それを世間に廣むるといふことは取りも直さず、豪族の專橫より生ずる人民の苦痛を和らぐる一術たるに外ならず。其頃日本には所謂天下公民といふ良民の外に奴隸甚だ多く、良賤の區別嚴格なりしを、政府が佛敎を保護し慈悲の敎理を宣布したるが爲めに人々次第に其解放を行ひ遂に桓武天皇の延曆八年(西曆七八九年)に至りて自今以後は婢(奴隸の女子なり)の良(良民の男子なり)に通じ良(良民の女子なり)の奴(奴隸の男子なり)に嫁して生む所の子は並に皆良に從ふを聽せ、(則ち良民となすべしとなり)其寺社の賤(寺社に屬する奴隸なり)もし此類あらば亦上の類に準じ放ちて良人(良民)とせよとの勅命あり。是は言ふまでもなく奴隸解放の福音にして其原因を尋ぬれば全く佛敎の御蔭なり。野蠻の狀態を脫せず。殺伐なる風俗多く、殊に良賤の區

別むづかしかりし世の中に於て平等博愛を根本義とする聖者の教を國家にて保護したること是亦人民の權利を伸ばすべき慈悲の處置にして奴隷解放は則ち其一結果なりと知るべし。上古の事は此の如し。其より後藤原氏全盛の時代、源平以後武門武士の時代をも論ずべきなれども餘りにくだ〳〵しければ暫らく之を置き、降りて德川氏の世を見るに、此處にも亦國家、豪族、人民の三階級あるを見る、則ち德川政府は國家の役廻りに當り諸大名は豪族の役廻りを勤め、其下に人民あり。德川政府（國家）は概して曰へば常に諸大名（豪族）の壓制に對して人民を救ひたること恰も奈良朝時代の朝廷に殊ならず。元龜天正の六雄八將時代には大名は上に向つて政治上の責任を負ふべき所なく、勝手氣儘に領分を治むることを得たれば隨分殘酷の政治も多く、其下に支配せらるゝ人民は地獄の苦に逢ひても訴ふる所なかりしが德川家が大名の上に君臨するに至りては、大名も政治に就て責任あり。國政亂暴なれば將軍より目付、使番を遣はして其非違を檢査し、遂には改易の沙汰に及ぶこともあり。或は米澤の上杉治憲の如く、政治行屆き、人民の樂になるやうに骨折りたる大名は不時に將軍御座の間に召して之を褒美するなど種々の手段にて人民の苦痛を和らぐるやうに取計ひたるのみにあらず。三都、（江戸、京都、大阪）其外長崎堺など云ふ大都會は直ちに政府の直轄地と し町人にも自由のなるやうにしたり。日本に於て個人の財產が國家の威權に依りて稍確保せられ、金銀の町人に於けるは武士の系圖に於けるが如しなど云ふ格言の行はるゝやうになりしは必竟幕府の御蔭なり。其上幕府に於て學問を奬勵したるは恰も奈良朝時代に於て佛教を奬勵したると同じく是亦人文開發の一術にして公平、正義の原則を民心に植ゑたるものと云ふべし。斯樣なる次第にて何れの世の中にも國家、豪族、平民の三階級あり。國家の威力盛んにして他の二階級を壓するときは豪族平民相合して國家の暴壓を抑へ、豪族獨り專橫にして平民を虐遇するときは國家、平民相呼應して豪族を抑へ、かくて成るべく其同生活の理想を實現せんと努力したる其迹が則ち日本の歷史なりとは我國家社會黨が日本の歷史に對して下したる見解なり。

加之我國家社會黨は更に深く日本歷史の上に於て共同生活の意義を研究し共同生活の最初の動機は外敵に對する共同防衛に外ならず。外敵に對して共同防衛を勉めたる結果は此に社會の統一を來たし、此に社會の有機的組織則ち國家の機能を生じ、此に國家の爲めに一身を献ずる公德を生じ、而して時機の進むと共に、最初に共同防衛の機關たりし國家の一轉して共同生活の機關となりしことを學びたり。日本は島國なれども大陸より異人種の來り襲ふべき危險なきにあらざれば北海岸の因幡、伯耆、出雲、石見、安藝、周防、長門などには兵團を置きて豫じめ之を防衛するの途を講せざるを得ず。西海岸は朝鮮半島より直に日本に攻入るべき最初の關門なれば此處には九州に太宰府を置き士馬を簡練し、甲兵を精銳にして以て威武を示して非常に備へざるを得ず。東方には又蝦夷人といふものありて是亦勁敵なれば陸奥國に鎭守府將軍を置きて之を備へざるを得ず。さて此等の邊要に備ふる兵士は如何にすべきやと云ふに之は是非共、國中に於て勇悍なる人民を募りて兵士に宛てざるを得ず。是に於てか人民の間に其同人種の運命を維持する爲めに一身を献ぐるの奉公心を生ずるに至れり。萬葉集などに防人の歌ひしとて多くの歌あり。或は故國を憶ひ、或は遠征の情を述べ、或は國の爲めに身を献ぐるの氣慨を語る。之を讀むに必竟公德の爲めに苦勞するもの、感情を述べたるに過ぎず。此慣習はやがて日本國民に共同生活の爲めに一身を用ふることの意義を學ばしめたり。是は日本の歷史に取りては眞に興味ある研究にして國家的良心は此の如くにして發生したりと云ふべし。日本書紀持統天皇の段に最も感動すべき記事あり。軍丁筑紫の國、上陽咩郡大伴部の博麻といふものあり、齊明天皇の七年（六六一年）日本にて百濟を救ひ唐軍と戰ふことありし時に、唐軍の爲めに捕虜となり他の日本人捕虜と共に久しく唐國に在りしに、天智天皇の三年（六六四年）に及んで同じ捕虜の內に土師連富抔。氷連老、筑紫君薩夜麻、弓削連元寶兒といふ四人のものわり。唐人の計畫を本朝に奏聞せんと思へども衣糧無きによりて達すること能はざるを

憂ひしに博麻、土師富抔等に向ひ、我、汝と共に本朝に還向かんとは思へども衣糧なきに縁りて倶に去ること能はず。願くは我身を賣りて衣食に充てよと云ふ。富抔等其意に從ひ博麻の計の通りにしたりしかば天朝に通ずることを得たれども悲しひかな博麻は之が爲めに其後三十年間他界に淹滯したりとあり。共同生活の爲めに一身を犧牲にしたる最も感動すべく、最も興味ある實例之に過ぎたるなし。かゝる奉公の精神、即ち我等の所謂國家的良心も必竟は其始は共同防衛より生じたるものなり。此國家的良心、即ち共同生活の理想を生み出すべき動機は國家の神經末梢（此には被治者を指す）よりも其神經中樞（此處には治者を指すなり）に鋭敏なるべきは當然なることなるが故に主權者及び其政治機關に於て此國家的良心の發動最も盛なる可きは云ふ迄もなし。論より證據、之の詔勅を案ずるに「國宰は民の父母なり。豈兒子既に其憂に罹り、父母の流涕せざるものあらんや」「朕は百姓の父母たり」と云ふが如き精神は常に主權者の良心を支配したるを見る。則ち一國は一堂に集まりたる一家族の如きものにして一人

悲しめば全國之が爲めに煩悶し、一人喜べば社會全體之が爲めに慶すべきものなりとは此時より既に一定したる政治學の主義にして其始は共同防衛より發達したるものなり。されば如何なる國家にても既に國家として存在する以上は此精神を何處かに宿し居るべきは當然にして主權者に此精神なく空殼のみとなりし世には人民の中より此精神の發動を見ることあり。維新の歷史は則ち其一例にして國家的良心の處士寒人の間に移りたるものなり。何れにしても國家的良心なるものは幽靈に非ずして何處にか存在し、殊に大抵の場合には主權者及び其政治機關（即ち狹義の國家）に盛んなりとすれば國家を除外して共同生活の實現を試みんとするは必竟妄想に過ぎずといふべし。且國家社會主義者の見解に依れば今日と雖も我々日本人民は共同防衛の必要なきにあらず。否倍す進んで共同防衛の手段を講ぜざるべからざる位置に立つものなれば今日に於ては國家の堅固なることこそ希ふべき筈なるに社會主義者の一派が此國家を破毀し其能力を弱めんとするは無謀の擧なり

と信ずるものなり。社會主義の一派は今の國家は紳士閥の國家にして平民の國家ならねば之を破毀するも平民の害となるべきものにわらず、國權國利など云ふことは必竟紳士閥の利益に外ならずと主張す。我輩は此說に就きて勿論異論あれども、そは別に論ずることゝして此所には曰はず。假りに數百歩を讓りて論者の言の如くなりとするも今日に於て國家を解散し、人民各自に世界に漂遊するものあらば其結果は果して幸福なるべきや。國家なき人民の不幸は猶太人の生活之を證し、國家の微弱なる人民の不幸は支那人の生活之を證して餘あるに非ずや。支那にても其國家だに強く道理なき他國の擧動は言論以外の力にて之に抗議するを得るほどに進みたらば今日世界の各地に見るが如き支那人放逐案の如き亂暴なる取扱を甘受しては居るまじきなり。されば論者の言ふ通なりとしたる所にても世界の各國にて國家を解散したらんには格別、然らざる限には今の國家を弱め、若しくは破毀することは所詮人民の利益となるものに非ずして却て其不幸を增すべきものなり。是れ國家社會主義者が國家の堅固なることを希望し其能力の確實ならんことを希ふ所以にして、國家に期するに、內に於ては共同生活の實現に努力せんことを以てし、外に於ては共同防衛の爲めに活動せんことを以する所以なり。

（七）社會主義は二元論。國家社會主義は三元論。

然らば國家社會主義と社會主義とは其主張に於て黑白相容れざるものにして全然共通の點なきやと云ふに決して然らず。國家社會主義は矢張り社會主義なり。唯其異なる所は社會主義者は多くはマルクス一派の階級爭鬪說に固着し現時の國家とは何事も共にすべからずと主張すれども

前に記したるアムステルダムの大會に於て社會主義者は「社會黨は現今の如き資本家制度を基礎としたる政治的、經濟的狀態に對しては、他の黨派と合し政治に關して如何なる責任をも負ふことを拒み紳士閥の社會に立たる政府とは、何の關係をも結ぶことを欲せざるものなることを宣言したり。是れ則ちマルクス一派の御題目

たる階級爭鬪說の敎理に固着しつゝあるものなり。

國家社會主義者は三級論を以て歷史を說明し國家は必しも紳士閥の奴隷に非ずと信ずるが故に平民級の輿論を以て國家と相呼應し紳士閥の專橫を抑へ依つて以て共同生活の目的を達せんとするものなり。猶ほ分り易きやうに之を言へば社會主義と、國家社會主義とは共同生活を目的とする點に於ては一致すれども

（一）社會主義（マルクス一派の）は社會問題を解釋するに富人級と平民級の間の爭鬪を以てし國家は富人級の隷屬にして、富人級の代表者に過ぎざれば平民級の爲めには共同の敵なりとなす。則ち二元論（紳士閥と平民級）を以て社會の事相を論ぜんとするものなり。

（二）國家社會黨は國家は歷史的發達を有する久しき生命にして必ずしも紳士閥の產出したるものにあらず。或は假りに數百步を讓りて紳士閥の默諾若しくは明諾に依りて存在するものとするも議員は選擧民より出でたるが故に選擧民の奴隷なりと云ふ能はざるが如く、國家は紳士閥より出でたるものにても猶ほ紳士閥に對しては可成獨立自由の動作を爲し得べきものなり。されば平民級は此國家と上下相呼應して紳士閥の專橫を抑ゆべきものなり。則ち三元論（國家。紳士閥。平民級）を以て社會の事相を論ぜんとするものなり。

の一點に於て全く見解を殊にす。マルクス等の二元論、果して歷史を說明し、人事を解釋して少しも障碍なきや否や。或は國家社會黨（日本の國家社會黨といふ義なり）の三元論が最も善き歷史の見方なりや否や。そは各信ずる所に依るの外無ければ我等は唯我國家社會黨の所信を正直に述ぶれば可なり。可否は世間の見解に一任すべし。さりながら此處に言明し置きたきは三元論は必しも我等一個の臆斷に非ず。歷史の大家も承認したる說なりと云ふことと是なり。故シーレー敎授の有名なる史學講演にも露帝の人望あるは平民の味方となりて貴族を抑へたるが爲めなりなど云ふ說明ありて暗に三元論（帝、貴族、人民）に通ずるもの無きにあらず。其上階級爭鬪の敎理を明白に

宣言したるは弘化四年（一八四七年）の名高き共產黨宣言にして今より五十七年の昔なれば隨分糞の生へたる舊說なり。されば今日に於ては斯、る舊敎理に固着する社會主義者のみにあらず、敎理は兎も角も實効を擧くることこそ急務なれとて本尊佛たるマルクスの說に反し、他の政治家と共同して社會改良に手を着るもの少からず。階級爭鬪說の「オルソドクス」も隨分之を維守するに困難を感ずるに至りたる其次第は前に說く所の如し。されば或人の如きは現時の社會主義者は口には今の國家は紳士閥の國家にして我國家に非ずと云ひながら、實は知らず識らず今の國家を自己の國家と見るの傾向を生じたりといへり。（英國百科字彙第十版ゼームス、ボーナーの說）。こは日本にても眼の前に證據あり。現に日本社會黨の中央機關たる「光」雜誌の近刊を見るに左の一節あり。

社會黨の後援なき內閣

吾人は最も今の官吏を信せざるもの、一人なり、最も今の政治に望を囑せざるもの、一人なり。されども「ドチラかと云へば、富豪よりは政府を信ず、富豪には我儘身勝手の精神のみありて、公的精神秋毫も見るべからざるも政府當局者の中には——此の金持內閣と云はる、政府當局者の中にすらも多少の公共的精神あり。政府が今回議會に生糸檢査豫二重精練所取締等に關する法律案を提出し燐寸專賣特許に就て計畫する所もあり、又鐵道國有に意を致しつゝあるは、之れたゞに稅源を得んとの考へのみにあらざるべし。此は彼等の心に多少『國民の爲め』てふ精神ありてのことなるべし此の故に吾人は政府の提案に多少の同情を表し、富豪の我儘を憎む。

鐵道國有には三井派の井上伯も反對し、岩崎派の加藤高明も反對し、加藤の如きは此の問題にて外相を辭したるが都下の新聞紙の報ずる所によれば岩崎が鐵道國有に反對する理由は「三菱が九州に於ける事業は長崎の造船、船渠、高島炭坑、筑豐地方の採炭業等を始めとし各縣に散在する諸種の事業殆ど枚擧に遑あらざる程なるよ

り將來九州を以て自己の勢力範圍とし他をして一指だも染めずして言はゞ平和的手段を以て九州の天地を我物にせんとするは三菱年來の望みなるが故に先づ其捷徑としては九州鐵道專有の策を講じ該鐵道が線路延長の割合には隧道、橋梁のみ多くして建設修繕に少なからざる費用を要し年々の配當甚だ少なく爲めに株式價格の下落ありしを幸ひとして先年來銳意該株の買收に從事したる結果今日にては總株數百二十五萬株の內七十餘萬株を所有し殆ど半數以上の大株主となり事實上九鐵は三菱の私有たるに至りしより之より進んで炭鑛鐵道の北海道に於けるが如く自家炭鑛產出の石炭を自家の九鐵によりて運搬し巨利を收めんとする矢先に國有法案なるもの現れ來り如上の大計畫も偶ま畫餅に歸せんとするに至りしよりなりと。

* * * * * *

されども今の社會は富豪全權の社會、黃金萬能の社會なれば、政府にして社會黨の後援を得ざる限りは、政府部內に如何に有識の士あり慈眼愛腸の人あるも決して決して富豪の我儘を取締ることは能はざるべし、政治上一個の善事をも爲す能はざるべし故に心ある政治家は今より社會黨を發達さすべく間接直接に助力し、他日其の後援によりて富豪の我儘を取締るの準備を爲し置かざるべからず。

英佛に於ては內閣社會黨の後援を得つゝあるが故に多少の善事を爲し得るなり、獨乙に於ても社會黨議會に勢力あればこそ富豪も思ふ存分我儘なる能はざるなれ此の事は市政に就ても同じ。

尾崎市長は「東京市に都市社會主義を實行して見ん」との抱負を抱けりとのことなるも、彼は多數平民の爲めに健鬪する社會黨の後援なきが故に、彼は其の抱負の一端をも行ふこと能はず、人或は曰く尾崎市長は口の人にして手の人にあらずと、然かり或は然からん、されど例ひ彼を手の人たらしむるも彼に社會黨の後援なき限り、彼れ如何にしてか市役所內に於ける多數の富豪黨市會に於ける多數の富豪奴隸を壓

して其の意を行ふことを得んや。

＊　＊　＊

吾人は日本の未だ腐敗せざる政治家が一日も早く、學識や人格の力にて社會を改革せん富豪の我儘を制せんなどと思へる妄想より醒め、社會黨の發達に專ら力を貸すの日の來たらんことを望む。

＊　＊　＊

我等は之を見て訝かりもし、喜びもしたり。其訝かりたる仔細は二元論の本據たるべき日本社會黨の機關新聞より「我等はドチラかと云へば富豪より政府を信ず」と云ふ證言を受取りたること是なり。抑も二元論の社會主義者たるマルクス一派の正統派より曰へば政府は富豪の機關にして政府と富豪とは決して分ちて二とすべからず。是は猶ほ手代と主人との關係の如し、手代の商行爲も法律上より見れば主人の商行爲に同じきが如く政府の活動は則ち富豪の活動なり。然るに此說に反し富豪より政府を分ち公然我等は富豪よりも政府を信ずと云ふは是れ取も直さず自ら二元論を取消し階級爭鬪說の自殺を行ひたるものなり。思ひきや赤熱なるマルクス派なりと信じたる「光」雜誌よりかゝる三元論的の讒を聞かんとは我等の大に怪しむ所なり。さりながら是れ必竟樸の生へたる二元論には色々の闕典ありて、それだけにては社會の事相を說明し難きが故に知らず覺へずかゝる異端（マルクス派の敎理より言へば）に陷りたるものなりとすれば益す以て我輩の三元說を確むべきものなり。此點は大に慶賀せざるべからず。今日の狀態より曰へば今の社會黨が強て二元論を固執せんとするは必竟今まで一個の組織的大勢力たりし黨派が旗幟の鮮明を失ふ時は之が爲めに分裂せんことを恐れ、恰も南無妙法蓮華經の御題目を以て信徒を固結せんとする日蓮宗に均しく看板を失はじとする云はゞ宗旨の爭に過ぎず。さるを何處までも他人の眞似をして日本へまでも胡椒丸呑のマルクス流儀を廣めんとするこそ我等の感服し難き處なり。斯樣に說明したる上は板垣伯と雖も、誰れと雖も、よも、國家社會黨は社會主義に非ず、マルクス派の日本社會黨のみ社會主義なりなど云ふ獨斷說を出だすこと能はざるべし。西洋にて

マルクス派の人々が手前のみ社會主義にて他の社會主義は臨機應變黨なりとか砂糖社會主義なりとか云ふは必竟招牌の爭にして黨派の政策としては尤なることながら、それを日本まで持込み、雀が飛へば虻も飛び、左樣なる惡口の受賣をして強て異を立てんとすること淺慮の至なり。それも社會黨の人々がしか云ふは黨派の擴張の爲め已むを得ざることなりとも云ふべけれども、緣も由緒もなき人々までがマルクス派の口眞似して國家社會主義は主義に非ずなど知顏して無學を自白すること、我等などは實に笑止千萬に存ずるものなり。

（八）社會主義と國家社會主義の一致する點、共同生活。

然らば國家社會主義は如何なる點に於て社會主義なりやといふに先づ國家の目的は共同生活に在りと主張する點に於て社會主義なり。社會主義者は土地資本を共用し共產的の國を立つるを理想とす。則ち土地も資本も必竟共同生活の爲めに使用すべきものなりと云ふことを主義とす。此點に於て國家社會主義者は固より大なる異論あるものにあらず。國家社會主義者の見解より云へば土地も資本も原來國家のものにて個人のものに非ず。個人に與へたる所有權は國家が自から自個の能動を制限したる結果にして、其權利は絕對的のものにあらず。今にても國家の存在を危ふすべき大危機に遭遇すれば（則ち共同生活の爲めに最大なる必要あれば）國家は私人の土地を取上げて之を公共の爲めに用ふるを得るのみならず、私人の生命すら國の爲めに獻ぜしむるを得るに非ずや。歷史の示す所に依れば所有權なるものは私人に一己の幸福を計らしめんが爲めに生じたるものに非ず。私有權の制度を設くるに非れば人々皆耕作を勉むること無く、却て共同生活の實現に害あるが故に國家は便宜の爲めに此の如き權利を人民に與へたるに過ぎず。

日本歷史の研究は土地所有權が斯の如き順序にて發達し來りたることを證す。則ち最初は何處までも土地國有の主義を取り來りしが元正天皇養老七年（七二三年）太政官の奏聞に依りて私人の自費にて新たに開墾したる地は三世に傳ふることを許し人

の開墾したる後を承けて墾せるは、終身私有とすることを許したるを土地私有制度の起源とし其後聖武天皇天平十五年（七四三年）の詔を以て私墾田は三世一世を論ずることなく永年國家に回收することなからしめ其代りに其大さを限り一品親王と一位の人臣は五百町とし、庶人は十町とし、それより以上は私有することを禁じたるに至れり。是れしかしながら其始を尋ぬれば斯く私有つて遂に私有制度を馴致するに至れり。

の制を立てぬば人民懶惰にして耕作に勉めず、從つて建都、外征（蝦夷征伐）其外の大事業に用ふべき資財の少きに至るを恐れたればなり。されば土地私制制度も其起源を論ずれば必竟賞付の分業法に過ぎずして言はゞ共同生活の一方便なり。其外の私有權も詰る處は同樣の譯なれば國家の目的は何處までも共同生活の實現に在り今日に於て便宜の爲めに土地、資本の私有權を人民に與へ置けるは是れ所謂便宜の權にして絶待的の權に非ず（國家社會主義梗槪を見よ）國家は依然として土地資本の眞實の持主なりと知るべし。

國家が其最高の使命たる共同生活の事を擧げん爲めには便宜の爲めに人民に與へたる權利を回收して自己のものと爲し得べしとは國家社會主義者の確信する所にして此點より曰へば國家社會主義者は社會主義者よりも寧ろ急激なる理論家なりと云ふべし何となれば社會主義者は土地資本を共用する共產的の國は將來に實現すべきものなりとなせども國家社會主義者は今の國家は昔しの國家と同じく、本來より土地資本の主人にして、其實現せんとする理想は則ち共同生活なりとすればなり。但し國家社會主義者が其根本的信仰に於て斯の如く純理的なるに拘はらず、事實より曰へば社會主義者に比して微溫なるものゝ如く思はるゝは社會主義者は共產制に非れば共同生活の實を見るべからずとし、國家社會主義者は私有制も共產制も共に共同生活を實現すべき一方便なりとし、必ずしも共產制に固着せざればなり。

（九）社會主義者と國家社會主義者の一致する點、現代の批評。

國家社會主義者は前にも說く如く、一から十迄マルクスの議論に同感を表するものに

非ず。ベルンスタインがマルクスを拋つは社會主義を拋つに非ずといへりしは、國家社會主義者の同感を表する所にして自ら獨立の見解を有する社會主義たり、マルクスの應聲虫たるを甘んずるものにあらずとは國家社會主義者の窃に誇る所なれどもさりとてマルクスを始め所謂科學的社會主義者が研究を積みたる結果にして若し採るべく信ずべきものありとすれば必しも之を排斥するものに非ず。概して之を言へば現代の社會に對する批評としては國家社會主義者はマルクス一派の研究に多大の同感を表するものなり。殊にマルクスが其資本論の結論に於て現代の傾向を論じ

（一）個人の企業擴大し其方法集中的となる。

（二）小事業亡びて大事業起る。

（三）奴隷的從屬的の生活を營める勞働者の數增加し中等民族漸く亡び世は貧富の二階級となる。

（四）資本家は勞働者を或は使用し、或は使用せざるを得る自由專横の位置を取り、勞働者は唯僅かに生活維を持するだけの傭料を得るに止まる。而して之と共に一方には資本は漸く小數者の手に吸收せらるゝが故に勞働者の數は愈々增加して資本家は現時使用する勞働者の外に所謂勞働者の後備軍を有するを得て倍す勞働者を虐遇するを得。

（五）斯くて現時の社會制度に於ては產業上の利益は單に資本家の横奪する所となるに過ぎず。

と云へるは大躰に於て國家社會主義者も亦均しく承認する所なり。舊式の經濟學者は今日に於ても自由主義と個人主義とを以て金科玉條とし個人をして自由なる競爭を爲さしむる上は人間の利益は自から平均するものにて勉强するものは金持になり怠けるものは貧乏すると極まりたるやうに思へども、それは昔の夢にして今の世の中は自由競爭の行はるべき餘地少し。則ち科學の應用甚だ盛んにして何事も大仕掛となりし今日にては如何ほどの才子にても富豪にあらぬ以上は所詮雄を實業界に爭そひ難し。其

次第は社會主義評論にも畧ぼ述べたれば此處には大畧す。猶此事實を知らんとすれば先づ其捷徑として御隣の合衆國を訪問せよ。世間には合衆國といへば新開の世界にして自由、平等の樂園なるが如く思ふもののあれども、それは昔しの夢にして富豪と云ふ金を系圖とする新大名の跋扈する所ろなり。同國の統計家の說に依れば同國に於ては其國內の富は少數の富豪に占領せられ、人口八分の一に過ぎざる富豪は却て國富の八分の七を自分の物としつゝありと云ふ。則ち多數の中等階級は僅に小部分の富を分ちてかつ〳〵世を渡り、過半數の下級人民、則ち平民級の人々に至りては名は自由の國に在りながら實際流浪同樣の生涯を營むに過ぎず。眞に以て氣の毒の至なりといふべし。されば錦を包みたる自由政治の下にも恐ろしき不平、煩悶あり。現に明治三十四年（一九〇一年）九月六日を以て同國無政府黨の一人が大統領マッキンレー氏を暗殺したるは今尙ほ世人の記憶に新たなる處にして米國の如き自由民政の國にても貧富の隔絕は益す甚しく、富豪の壓制は人をして憤懣に堪へざらしむるものあるを察すべし。

し。

若し獨逸を以てマルクス派社會黨の巢窟なりといふを得べくば米國は無政府黨の巢窟なりといふべし。無政府黨は其始め歐洲大陸に於ては社會黨と運動を同じくし特別の名を有したるものに非りしが明治五年（一八七二年）十一月萬國勞働者の大會をヘーグに於て開きし時バタニーンの徒、無政府共產主義を唱へてマルクス派の社會主義者と分れしより此所に始めて無政府黨の名を博したり。世間には喰はず嫌ひにて無政府黨といへば直ちに「ダイナマイト」にても持出すべき恐ろしき人々のみなりと思ひ、いやがる人も無きにあらねども此黨も今にては一個の政論家にして必しも恐ろしきものゝみとすべからず。中には隨分溫和のものもあるなり、但し大體の傾向は破毀的にして險呑なるものを多しとすべきか。明治十六年（一八八三年）ヒチスブルグに於て此黨の大會ありし時米國の勞働者に告ぐる宣言といふものを出だしたり。此宣言に依るに其政綱とする所左の如し。

（一）現在の階級的支配を破壊せん爲めには如何なる方法をも用ふること。則ち勇猛精進にして屈することなく息むことなき革命的、國際的の活動。

（二）生産の爲めの共働的組織を基礎とする自由社會の建設。

（三）商賈、及び利益を主とする商業なき、各生産組織間に於ける生産物の自由なる交易。但し此交易は同價値のものにして且彼等が自己の爲めに自ら爲すものに限るべし。

（四）俗的、科學的にして且兩性間に同等の基礎を有する教育組織。

（五）性及び種族の區別なき同等の權利を何人にも與ふること。

（六）自治社會、自治社會の間に於ける同盟を基礎とする自由契約に依りて總ての公務を處理すること。

米國既に此の如し。今に於て猶ほ個人主義、自由主義の舊信仰を固執し、それにて社會の苦痛を救ひ得べしと信ずるものわらば眞に痴人夢を說くの愚に過ぎたりといふべし。銃陣の前に進まんとする人に、爾は天の與へたる健康の身體を有す此身體は爾が天より受得たる武器なり、天は爾に自由を與ふ。赤手空拳にして進んで戰へよと說法するものあらば誰れか其樂天的なるを笑はざらん。然るに不幸にして今の日本の論客は大抵個人主義、自由主義の盛んなりし時代に敎育せられたれば、諺に曰ふ雀百まで

躍忘れずとやら、依然として自由競爭にて何事も埒の明くやうに信じ居るもの多きは歎かはしきことなり。先日も或所にて此噂の出でし時、或人死せる福澤、活ける學者を縛れりと云ひて大笑をしたることあり。仔細は福澤翁は日本第一の卓見家にしてミル、スペンサーを輸入し、日本人に消化のなるやうに西洋の議論を紹介したる其功績は眞に著るしきものにして明治年間文明の恩人に相違なしと雖も惜しいかな藥が利き過て個人主義、自由主義の用を爲さゞる今日に於ても學者猶ほ舊主義に拘泥して社會主義の何物たるを解せざるもの多く世運進歩の妨を爲すこと少からず。是れ即ち死して既に墓中の人と爲りたる福澤翁の活きて猶ほ地上を步む學者を縛り居るものにして此繩を解くこと決して容易の業に非ずとて歎息もし、笑もしたることなれども學者の迂遠は暫らく別問題として兎ても角ても今の世の中は決して自由競爭の行はるゝ天地に非ず。此儘に放任し置きたらんには世の中は貧富の二階級に分れ、易に所謂天地否の形となりて此處に無數の悲慘を生ずべし。此段は國家社會主義者も社會主義者と同

じく明白に識認する所にして、自由主義、個人主義、放任主義の舊說に對しては其に奮鬪せんと欲するものなり。此點に於て國家社會主義者は純乎たる社會主義者なり。

國家社會主義者の研究する所に依れば、日本に於ても昨今は富豪の勢力著るしく增加し、殆んど昔しの大名を凌ぐの勢あり。岩崎、三井。住友。鴻池を始め日本の富豪、は天下の智勇辨力を其門下に集め宛然各一個の王國を作りたるの觀あり。而して此金錢の新貴族は歷史的の舊貴族、若しくは當世の政治家と婚姻を通じ、交際を結び此處に富豪政治の現象を呈せんとす。こは憂國慨世の士の看過し難き事實なり。かく富豪社會の頭を擡げ來りて一世に雄視せんとする他の一方を見れば生存競爭の敗戰者次第に多く無邪氣の學生すら生活問題に苦勞し、人氣切迫となり、呑氣なる人物、氣慨ある人物、思切つて正直なる告白を爲す人物日增に減じ傭人根性、會社員根性、奉公人根性のみ一世を風靡し、士氣銷沈、人柄下落したるを見る。資本家制度の世の中は平民を驅りて奴隷とせずんば已まずと社會主義者の言ふは眞なり。

（一〇）共同組合、勞働組合、

然る處世の中は善くしたるものにて、病の在る所には藥も亦在り。富豪專制は成程恐ろしきものに相違なけれども此處に平民の方にも亦之に對抗すべき力を生じたり。マルクスは此趣を說明して今の資本家結果として其勞働者を用ふるにも亦大仕掛にしたり。即ち規律ある組織體として勞働者を用ひたり。是れ即ち知らず識らざるの間に勞働者を訓練するに規律、結合、組織の修業を以てしたるものにして勞働者は之に依りて集中的、組織的の規律ある動作に慣るゝに至りしかば此度は自分から此訓練を逆用して資本家と戰ふを得べし。殊に勞働者は資本家の有せざる長所を有す。則ち其數の無數なることなり。無數の勞働者若し規律ある一定の運動に出でゝ資本家に對戰せば資本家も亦甲を脫きて降參する外は無かるべし。斯くて平民自ら自己の力を認識するに至る時こそやがて資本制度の顚覆なるべしと曰へり。眞に精透なる見解にして國家社會主義者と雖も亦多く異論なき處

なり。昔し羅馬の皇帝は自己を護衛せしめんが爲めに近衛兵を作りしかども、後に至りては近衛兵は却て皇帝を支配するものとなりたり。今日の資本家制度は大工業の勃興を促がし大工業の勃興は人口を都會に集中せしめ、勞働者を用ふるにも軍隊組織の如き大仕掛となりたり。然るに其結果は勞働者をして一致、結合、組織、訓練の勢力の如何に有効なるかを學ばしめ、敵の用ひたる武器を倒持して却て敵と戰ふの器とならしめたること造化眞に配劑の妙ありと云ふべし。則ち共同組合、勞働組合の如きは其一現象にして一方には之に對抗する勞働者の團體あり。善く勢力の均衡を維持したらんには貧の富隔絶より生ずる社會の害惡は依つて以て少く之を和ぐるを得べき歟。かの總罷業など云ふことも或人々は其弊害の半面をのみ見て氣の毒にのみ思ふものあれども勞働者が總罷業をする迄に進みたるは則ち一には勞働者の間に組織的運動を爲すべき訓練を生じたることを證し、二には勞働者も其小さき資本を合すれば隨分大資本家と對戰し得べき實力あることを示すものなり。英國最近の統計を見るに總罷業の數實に左の如し。

明治三十三年半	六四八。
明治三十四年	六四二。
明治三十五年	四四二。
明治三十六年	三四八。
明治三十七年	三四五。

組合の幹部一たび命を發すれば勞働軍の勇士、直ちに起つて其戰鬪に從事し自家の要求を貫徹せずんば已まず。勞働者の訓練此に至れば亦少しく不平の鬱氣を散ずるに足れり。昔しは大大名の跋扈せし時、小大名は一人にて之に敵する能はず。已むを得ず一揆を結んで之に抗したり。今の共同組合、勞働組合は則ち當時の一揆にして富豪と對戰するには欠くべからざる仕掛なり。されば我等は日本に於ても斯る組合の發生せんことを希望して已まざるものなり。さりながら勞働組合は直ちにマルクス派の社會主義を研究するものゝ知らざるべからざる所なり。則ちマルクス派の社會主義は今日に於ては政治主義にして單純なる

勞働問題にあらず。勞働者が其其同組合、勞働組合に依りて味を知りたる組織、訓練の結果を政治に應用し、之に依りてマルクス派社會主義者の理想とする其産社會を作り出さんとするに至りて、始めてマルクス派社會主義の領分に入るものにして、共同組合、勞働組合が單に勞働者の自家經營策たる間はマルクス派社會主義と直接の關係はなきものなり。さりながらマルクス派より見れば二者の關係は恰も火の塊と「かクチ」との如きものにして勞働者にして自己の力を覺り、自治の妙用を知るに至らばマルクス派に取りては是れ即ち水到りて渠成るの時にして社會の革命も此時に於て成就すべきものなり。注意せよ。此所に國家社會主義とマルクス派の社會主義との見解を均しくせざる點あり。他なしマルクス派は今の國家を以て富豪の國家なりとするが故に此の如き國家に依賴して勞働者の組合を保護助長せしむることを欲せず。何處までも勞働者自己の醒覺をのみ待つべしと主張すれども國家社會主義者は直ちに此の如き組合の發生を促し、其健全なる發達を助くるを以て國家當然の任務なりとするものなり。されば先年我政府が產業組合規則を發布し平民をして經濟的の自營を勉めしめんとしたるが如きは其方法は兎も角も其精神だけは正に稱讚すべきものなりとするものなり。三元論者たる國家社會主義の見地より曰へば平民級が自治自衛の規律ある一體となることは彼等をして國家の後援たらしむるに欠くべからざる條件とも云ふべきものなるが故に國家は成るべく斯る組織の生長を助くべき筈なり。若しも彼等にして英國の共同組合の如く有力なるものとなり、優に富豪と對立するを得るに至らんには貧富の隔絕より生ずる社會の不平は幾分か緩和せらるゝを得べく極端なる無政府黨の如き絕望的破壞主義の發生を防ぎ共同生活の實現を容易ならしむるを得べき歟。此事は「國家社會主義梗概」にも其大畧を述べたり。日本に於けるマルクス派の人々の口振に依れば共同組合、勞働組合を以て恰も自家藥籠中のものなるが如くして國家社會主義者の手を着くべき所にあらずと云ふが如き議論をするものあれども其實は共同組合、勞働組合は直接にマルクス派の社會主義と關係なきものなること此の

如し。我等の所感を遠慮なく言へば、共同組合、勞働組合は當分の内、社會主義者の如く直ちに政治問題に關係せず、專ら勞働者の組合として發達したる方寧ろ利益多きに似たり。世の諺に二兎を追ふものは一兎を得ずといへり。勞働者の組合にして單に其組合の公益を保護すべき組織たるのみならず更に手を政治問題に就くるときは之が爲めに專門に組合事務を處理すべき人才をして繁劇に堪へざらしめ却て紛擾を來たすべし。されば今日の場合に於ては共同組合、勞働組合は單に資本家に對戰すべき機關として存在し、直接に政治に關係することなく、富豪との對戰上勢ひ國家の援助を待たざるべからざる時に至りて始めて政治家と手を携ふるを以て寧ろ利益あることなりとすべきに似たり。斯く曰へばとて我等は勞働者の政治運動に加はるを悪しゝと云ふにはあらず。勞働者自身の分別次第にて社會黨に入るも、其他の政黨に入るも、それは別に彼是云ふべき筋なし。勞働者が政治上に眼が覺めて政黨に加はらんことは我輩の固より希望する所なれども、さりとて原來の目的が勞働者の自衛、自助を計るに在

るべき勞働組合、共同組合が其本來の性質を忘れて、直ちに政治の爭に加はらんは砲兵が歩兵の役を勤めんとするに均しきものにて全躰より見て利益の少きものなることを信ずるものなり。日本に於ても追々勞働者の組合も出來、勞働者の醒覺すべき時機となりたれば、我輩は勞働者諸君が此道理を取違へることなく政治上の空騒ぎにのみ日を暮らし却て自己の立脚地を失はざらんことをくれ〴〵も希望し置くものなり。

（一一）國家社會主義は科學的社會主義なり、

マルクス一派の人々がサン、シモン。フーリエル等の如き空想的「ユートピアン」的の社會主義より離れ、科學的社會主義を唱へ堅實なる歴史上の事實より歸納し、精密なる經濟學の穿鑿より結論し、一個の新教義を作りたる研究の方法に至つては國家社會黨が滿腔の同情を注ぐことを禁ずる能はざる所にして此の如き歴史的、科學的の研究法は國家社會主義者も亦好んで取らんとする所なり。此點に於て國家社會主義者は醇乎として醇なる「マルキスト」なり。唯、夫れ弟子は必しも師説を固守するを以て能事

とせざるが如くマルクスの科學的研究法を信仰する故を以て必しもマルクスの唱導したる二元論を固執すべき理由とすべからざるは是れ亦國家社會主義者の夙に自から信ずる所なり。國家社會主義者はマルクスの精神を繼承したる科學的社會主義者なり。故に退て自から東洋の歷史を研究し、マルクスの二元論は歷史、自國の歷史を研究し、マルクスの二元論は歷史を說明するに足らずとして此に三元論の寧ろ合理なるを發見したり。加之國家社會主義者は自國の歷史に於て既に社會政策の實行せられしものあるを知りて、悉さに其利害を研究することを得たるのみにあらず、社會主義の根本的思想たる原理は東洋思想家の腦髓に於ても早く既に其形を爲したることを知れり。則ち社會主義の必しも外國的のものに非ずして其實は日本國民の心裏に於ても早く既に名を異にして實を同じくする思想の存在したるとを學びたり。是は實にマルクスの研究法を自國に應用したるより生じたる結果なり。大抵東洋の思想も西洋の思想に同じく分解の一方に傾きたるものとあり。其總合の一方に傾きたるものより曰へば天下は一家也。人類は家人父子也。資本と土地は國家のものなり。其分解に傾きたるものより云へば一個の人物は獨立の人格なり。人類は自己の爲めに自己を治むべきものにして他人の事に關係すべきものに非ず。資本と土地は之を分ちて一個人の者とすべき者なり。一は個人主義、自由主義にして他は社會主義、共產主義なり。たとへば亭保の大儒荻生茂卿の政論の如きは重きを總合の一方に置きたるものにして、甘遺編を讀めば今日の社會主義、共產主義と相發明すること少からず。其尾州木會、紀州熊野の如き山林、長子浦、小田浦の如き漁村は大名に與へずして直ちに政府の直轄とすべしと論じたるが如き、土地資本を社會的にせんとする現時の社會主義者と其見地を同じくするものなり。殊に人君は民の父母たりてふ思想より一步を進め、國家は大なる家庭の如く其人民は則ち家人父子なりと唱導したるが如きは最も明白に共同生活の意義を言現はしたるものなり。支那に於ても此の如き思想は決して珍奇のものにあらず。たとへば孟子に

五畝の宅之に樹ゆるに桑を以てせば五十の者以て帛を衣るべし。百畝の田、其時を奪ふなければ數口の家以て飢ゆることなかるべし。

と云ひ、又

明君の民の産を制するや必ず仰いで以て父母に事ふるに足り、俯して以て妻子を畜ふに足り、樂歲には終身飽き凶年には死亡を免かれしめ、然る後驅りて善に之かしむ

と云ふも共同生活の實現を以て政治の理想とするものなり。漢人の作りたる禮記禮運に

大道の行はるゝや、天下を公となす。鰥寡孤獨廢疾のもの皆養ふ所あり

とあるが如きは更に明かに共同生活の原理を發揮したるものにして其より後の平準、均輸、常平の制の如きは是れ直ちに資本を社會的に使用せんとするものなり。されば國家社會黨は眼を此點につけ獨りマルクス一派の研究したる結果を採用するに留まらず。併せて日漢の歷史に於ける共同生活の情態をも穿義し、此處に獨立自由の見解を基礎とする日本流の社會主義を建設せんとするものなり。マルクス若し地下に靈あらば單にマルクスの既に主張したる迹をのみたどり樣の生へたる階級的爭鬪の舊信條を固執するものを喜ぶべき乎。抑も亦マルクスの科學的研究法を採用し、其研究の步を自國及び東洋諸國の歷史に及し獨立の見解を以て獨立の社會主義を唱んとするものを喜ぶべき乎。科學的精神は信條の固執と兩立し得べきものにあらず。我等は此點に於て科學的社會主義の名は我國家社會黨の受くべきものにして舊信條を固執する人々の受くべきものにあらざることを知るものなり。

（一二）國家社會主義は講壇社會黨にあらず、

さりながら板垣伯等に公平ならんとせば左の一事を述ることを忘るべからず。則ち我國家社會黨は獨逸の所謂大學社會黨、一名講壇社會黨即ち彼國にて國家社會主義者といふものに類似するものなれども、而も其本質より曰へば決して同一のものに非ることを是なり。我等の毎度記するしたる如く、我等は招牌に對して何の野心もなきものなれば國家社會黨といふ名は單に類名の彼國にあるが故に假用したるに過ぎず。さりと

て類似は同一にあらず。獨逸の國家社會主義者といふものと我國家社會黨とは名の同じきが故に全く同物なりとは云ふべからず。抑も獨逸の國家社會主義なるものは一見したる所にては一定の方針なきものゝ如く見ゆ。其濫觴を尋ぬれば安政五年（一八五八年）一派の政治家と經濟學者と結合して經濟大會なるものを開きたるに起因す。此大會は英國のコブデン倶樂部に似たるものにして、獨逸諸國の間に於ける關稅を除き自由貿易を行はんとを主張したり。後十三年にして普佛戰爭の大勝あり。獨逸統一の事業成功したりしを以て明治四年（一八七二年）教授シモール。ロッシエル。ヒルデブランド。ワグネル。ブレンタノー。統計家エンゲル等ハーレに會し社會改革政策同盟なるものを結び、爾後隔年を以て諸都邑に集會す。是れ則ち大學社會黨一名講壇社會黨なるものにして、謂所國家社會主義者なり。此會合たる固より一定の旗幟を標榜する政黨に非ざれば會中の人々其說く所必ずしも一樣ならずと雖も概して曰へば

（一）社會問題の存在を認むること。

（二）如何にして勞働者の狀態を善くすべきかの問題の存在を認むること。

に於ては普通の社會主義者と一致す。但し、現時に在りては此人々は個人的財產及び權利の現組織を變せずして社會改革を企圖せんと欲するが故に一方に於ては自由主義、個人主義の弊害を認めながら他方に於ては成るべく此主義を維持せんとする自語相違の臨機應變主義なりとて惡口を云ふもの多し。板垣翁なども門下生の誰やらから之を聞きて直ちに我國家社會黨も斯樣なるものなりと速了したるならん。それなれば一應尤なることなり。さりながら獨逸の國家社會主義者なりとて異なりたる二主義を強て一致せしめんとするものにはあらず。仔細に彼等の云ふ所を聞けば一條の道理あり、自ら其主張を貫くもの、如し。彼等は先づ國家を研究して、之を其議論の起點とす。彼等の說に從へば

國家は人類の敎育の爲めの道德的機關なり。

此見地より云へば國家が個人財產制を許すも共產制を採用するも是れ猶ほ小學の大學